

1 議 事 日 程 (第2日)

(平成18年第1回有田川町議会定例会)

平成18年3月20日

午前9時30分開会

於議場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (25名)

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	7番	田中良知
8番	岡省吾	9番	前利夫
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	13番	横畑龍彦
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである (1名)

6番 細東正明

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

2番 増谷憲 25番 橋爪弘典

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田文男	情報管理課長	水口克將
建設課長	岩本良憲	産業課長	東信行
地籍調査課長	山田清美	水道課長	嶋崎篤生
下水道課長	中井勇	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	高垣忠由
社会教育課長	平内竹信		

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	亀井三枝子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開議 9時34分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

6番、細東正明君から欠席の届出がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は25人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、17名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次許可します。

…………… 通告順1番 15番（浦 博善） ……………

○議長（亀井次男）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

皆様、おはようございます。

ただいま、議長の指名を得ましたので、私の一般質問を行います。

私は、今、新町有田川町の議会へ参加させていただき、発言の場を与えていただいたことに、まず感謝の気持ちと、そして責任の重さを感じております。

このまちが誕生するまで、本当にいろいろなことがありました。各町とも再三にわたり説明会を開き、住民の皆様理解を求めてきましたが、一方ではつまらぬデマや憶測が流れ、混乱を招いてしまったこともありました。

私は、これから新しいまちづくりを進めていく上での重要な課題として、どのようにすれば住民の皆様理解と協力が得られるのかを考えていかなければならないと思っています。

住民参加の行政を進めていく上で、まずしなければならないことは、情報の公開であり、町の政策として今何を進めているのか、将来に向けて何を検討しているのかをできるだけわかりやすく、絶えず住民に向かって発信していくことでもあります。町の広報誌もあり、またこの度議会からも広報誌を発行する運びとなっておりますが、このような紙面だけでなく、じかに議会の様子を見てもらい、町長が今何を言っているのか、また私たち議員が何を発言しているのかを、どのような議論を展開しているのかを知ってもらうことも大切だと考えます。

私たち議員は、議会への傍聴を呼びかけていますが、傍聴席は狭く、わざわざ足を運んでもらうのも大変であります。私の提案といたしまして、今議場の外に設置している議場風景を映していますテレビを庁舎棟1階のロビーに設置すれば、誰でも気軽に議会傍聴してもらえるのではないかと思います。住民の皆様に町政への参加を求めるための試みとしての提案であります。町長のご意見を伺います。

次に町の宝物であります子供たちのために、ぜひとも早急に対策をとっていただきたいことがあります。

今や国際的スポーツとして全世界に広まっていますサッカー、日本においても年々人気が高まっており、競技人口も増加していると聞いています。有田川町においても、吉備地区に3つの少年サッカーチームがあり、150人以上の子供たちが元気に練習に励んでいます。しかし、この子供たちは、中学校へ進学すると大好きなサッカーができなくなってしまいます。また、サッカーがしたくても、仕方なくほかのクラブに入っている中学生も大勢いると思います。私は、このような子供たちのために、中学校に進学してもサッカーを続けられる環境づくりとして、競技人口の集中している吉備中学校へサッカー部を設置することができないものかと考えます。

町長をはじめ、関係職員の考えをお聞かせ願います。

最後に、活力あるまちづくりのかなめとなります基盤整備についてであります。

有田川町には、2本の3桁国道があり、1つは町の中心を東西に走る国道480号であります。そして、もう1つは南北に貫く国道424号であります。

町の重要な幹線道路として、また高速道路吉備インターから世界遺産である高野山へ観光客を導く重要な観光用道路ともなります国道480号の整備促進は、町の発展のために欠かすことのできない課題であります。

一方、国道42号線の迂回路として、また県の第2基軸となります国道424号線は、現在、修理川で大規模な改修工事が進められていますが、私の地元であります五西月地内においては、まだまだ未整備区間が多く、たいへん危険な状態であります。町の中心を貫き、泉南方面へと続いているこの国道の整備もまた町の発展に欠かすことのできない重要課題であると考えます。

有田川町を十文字に走っている重要な2本の国道整備についてであります。

質問といたしましては、私の地元からも強く要望の出ています国道424号の整備促進に絞って、町長の考え、また今後の取り組みについて、答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回、17名の議員さんが一般質問ということで、たいへん喜んでいいのか、悲しんでいいのか、たいへん結構なことだと思いますので、できるだけ詳しく精一杯、課長を含めて、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、浦議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1月1日、旧3町が寄りまして、非常に難産であったのですが、合併して新しい町、有田川町ができました。県下で実は、面積の一番広い町になりました。浦議員のおっしゃるとおり、いろんな形で、住民の皆さん方が、まだいろんなことで戸惑っている点は、本当にご指摘のとおり多々あると思っております。この住民参加の行政、あるいは開かれた行政というのは、行政にとってももちろん最も重要なことだと思っております。その都度、広報あるいは、ご要望があれば地区地区に私個人ができれば出向いてでも、いろんな情報を提供していきたいと考えてます。そういった意味でも、今回議会の皆さん方が、議会情報を出すということは非常にうれしいことでありまして、これからも広報誌については、しっかりと出させていただきたいと思っております。

議会のモニターの話であります。

実は、今までここには付けてなかったのですが、新しくなって大きな町になるということで、今回このロビーに2つ設置をさせていただいています。今までの経験から言いますと、実は一度だけ、吉備町議会の傍聴が満席になったことがあります。農電放送などいろんな啓発はしてますけれども、なかなか、ここがいっぱいになってくれないということでもあります。今回、広くなったということで、ロビーの方にも付けさせていただきました。ここの傍聴席とロビーがいっぱいになるようであれば、ぜひ下の玄関のロビーにも設置をして、町民の皆さん方にこの議会の様子をできるだけ多くの方々に知っていただきたいと思っております。

それからもう1つ、吉備中学校へサッカー部を設置できないかという話でございます。

今、吉備中学校は、実は有田地方で一番生徒数の多い学校になりました。現在490名でありまして、全員クラブ制であります。したがって、今の運動場であればもう満杯で、サッカーは非常に多くの面積を必要とすることから、今のところ吉備中学校だけにサッカー部をつくるということは、ちょっと困難に思っております。学校のクラブ活動というのは、非常に危険も伴いますし、まず第1にけがの心配もしなければならぬので、今のグラウンド内に新しくサッカー部をつくるということは、非常に難しいと思っております。

浦議員ご指摘のとおり、サッカー部の子供は、今それぞれの地域で非常に盛んにやっていて、小学校でやって中学校でやれないという現状も十分認識してます。できれば少年野球とか、そういう社会教育の一環でやっていただければ、明恵の里スポーツ公園にはかなり広いグラウンドがあります。そこら辺も今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

いずれにしても町としましては、スポーツ振興、子供の健全な発達においても、スポーツというのを振興していかなければならない立場でありますので、今後検討していきたいと思っております。

それからもう1つ、国道480号、国道424号の整備であります。

国道480号につきましては、実は私、前回吉備町長選の第1回目の立候補のときの公約にも、これを上げさせていただいております。というのは、今、高野熊野が世界遺産になりまして、年間で約140万人ぐらいのお客さんが来ると言われています。そのうちの2割でも、この有田の地に下りて来てくれれば、有田川町のみならず、有田郡全体の経済が活性化するというところで、非常に強い意欲をもっております。もちろん国道424号もそうでありまして、今、修理川で大規模なバイパス改修工事を行っています。これは、22年度までに有田川町から龍神まで開通をすると聞いています。ここからもかなりバスが下りて来ると思います。この424号は、こちらだけでなしに紀北の方にも早く開通できるように努力をしていきたいと思っております。

県もどうやら今年は9,000万円の予算が吉田バイパスへ付いてるようでありまして。けれども、9,000万円という予算であれば、ほんの何メートルしか行かないということで、これも県と国の方に強く要望していきたいと思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

浦議員にお答えをいたします。

現在、吉備中学校のグラウンド使用のクラブは4クラブでございます。その内訳は、野球部が42名、女子ソフトボール部30名、陸上部50名、男子テニス部58名、女子テニス部50名、計230名の生徒が活動しております。

郡内のサッカー部の状況は、箕島中学校、保田中学校、湯浅中学校の3校が活動しております。

いずれにしても学校運営の問題でありまして、これは学校長が判断するということになっております。また、学校長と協議をいたしまして、検討していきたいと思っております。

また、教育委員会といたしましても、児童、生徒の体位向上、スポーツ振興は、たいへん大きな課題となっております。今後、学校教育の一環として、また社会体育の一環として考えられますので、その位置付け等も考慮いたしまして推進していかなければならない。そう考えております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

再質問いたします。

まず、モニターの設置についてであります。

町長の本当におおらかというか、住民に開かれた姿勢というものを感じまして、私もうれしく思っております。

答弁の中でただ1つ思ったことは、この傍聴席へ一般の人に傍聴に来てもらうというのは、来る人も本当に来にくいと思うのです。僕もよく聞かれるのですけれども、いったい議場ってどこにあるの、と言う人から始まり、多分この議場もそうなのですけれども、狭い階段をずっと上がって受け付けてという形になるので、住民からは結構、遠い存在にあると思います。そういうところを取り払う意味でも、ロビーでちょっと簡単にテレビを見るような感覚で、議場を傍聴できるような仕組みをつくれたらという思いであります。

その辺も踏まえて、もう一度だけ、町長に答弁を求めたいと思います。

そして、サッカー部の問題であります。

町長をはじめ教育長の前向きな考えをいただきまして、ありがたく思っております。その中で、先ほども町長に答弁いただいたのですけれども、社会教育でやってみてはどうかということですが、社会教育ですということはどういうことなのか。ちょっと勉強不足で申し訳ないのですけれども、もしそういうふうな形を作っていくということになれば、サッカーをする子の父兄の人たちは、どういうふうに連携をとって進めていったらいいのか。また、私も議員として何ができるのかをちょっと教えてもらえたらと思います。

最後に、国道の問題ですけれども、国道480号、高野に向かっての幹線道路。あれを観光バスでずっと上がっていけるような形をまずつくらなければ、本当にこの町の発展というのはないと思います。

町長の強い意気込みを感じまして、うれしく思っております。

それとまた、国道424号線の問題ですけれども、私も地元のことで申し訳ないのですが、国道424号線を北から南からずっと見渡しまして、大型車両が通行できないのは、海南から五西月、本当にこの区間だけになっているのです。それで、修理川が開通いたしましたら、南向いてはほとんど通行可能な地域になります。それが終わり次第、ほかの事業を逃がさないで何とか有田川町へ引き続き、運営し続けてもらえるように、これからも強く要望してもらいたいと思います。この辺も含めて私の再質問といたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

モニターテレビでありますけれども、左右へ約200万円かけて設置をしています。今日も、ご覧のとおり外で傍聴してくれる方は、今のところございません。できたら

一度、1台だけでも下のロビーへ降ろせないか、この1台を外して下のロビーへ持って行ったら皆見てくれるのかを、早急に検討させていただきたいと思います。

それと、サッカーを社会教育でしたらどうかというお答えをさせてもらったのですが、今、旧吉備町には体育協会、おそらく金屋にもあると思いますけれども、体育協会の中に少年野球、剣道、バレーボール、いろんなクラブがこれに加入しております。そこに入れていただいて、社会教育として、このサッカー部を立ち上げてくれるのが一番早い方法と違うかと思えます。

それから、国道424号線につきましては、私も何度かずっと黒沢の方へ越えて行って、非常に狭い、今もポールも立って非常に危険な箇所もあります。こういうところも十二分に把握をしておりますので、地元の議員さんも含めて、国、県に強力に要望して、1日でも早く開通できるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

浦議員さんにお答えをいたします。

私、野球の方は詳しいのですが、サッカー部はどういう組織になっているのか、勉強不足で承知していないのですが、多分サッカー部の方もサッカー連盟というのがあろうかと思えます。そこへまず参加ということになってくると思えます。

そしてまた、サッカー部全体の組織作りというのが、大事になってきます。どういう組織であるかを審査されると思えます。

もう1つ大事なことは、グラウンドの確保。

この3点が重要なことになってこようかと思えます。詳しいことはまた町長さんと協議をして一回相談をさせていただきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

はい。15番、浦君。

○15番（浦 博善）

モニターの設置については、ぜひとも一度やってもらいたいと思えます。

よろしく願いいたします。

そして、サッカー部については、私もできる範囲で一生懸命協力していきますので、ぜひとも実現に向けてよろしく願いいたします。

最後の国道424号ですが、私も旧金屋町の時代からずっと言い続けた課題でもあります。地域の皆さんも、本当に自分らの希望の光と思って楽しみにしております。実現に向けて私たちも力を合わせて陳情運動を行いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

以上で浦君の質問を終わります。

…………… 通告順 2 番 1 4 番 (殿井 堯) ……………

○議長 (亀井次男)

続いて、1 4 番、殿井堯君の質問を許可します。

○1 4 番 (殿井 堯)

ただいま議長の許可をいただきましたので、まず 2 点のことを、町長また関係職員にご質問したいと思います。

まず、最初の質問でございますが、ごみの収集配の委託業務についてでございます。

長年、旧吉備町によりまして、ごみの委託収集というのは随意契約でずっと流れてきています。この度、新有田川町になり、どういう変化があるかを見守ってきたわけでございますが、何ら変わりもなく、また今年度も随意契約的なもので流れようとしています。

まず、そのごみの収集清掃等の委託業務の契約について、現状とこれまでに至る経過確認したいと思います。まず、1 7 年度までに至るごみの収集業務について。燃えるごみ、不燃物、プラスチック等の分類されていない時期。今までの時期で、何らかの、どういうわけで、随意契約にしなければいけないのか。また、合法的な入札ではできないのか。まず、町長、関係者諸君にお伺いをしたい。

また、有田川町の新町としてスタートの中で、統一した入札のあり方、旧吉備、旧清水、旧金屋、これを合併しているのですから、統一した見解のもとでやれないのか。どうしても随意契約でいけない、やむを得ない場合の理由として、定められた規則というのがございます。その規則というのは、どうしてもこの業者でなければ欠陥がでる、不徳の致すところがでるという場合は、やむを得ないのですけれども、今の現状、3 町の現状を見れば、公募して入札できるという段階ではあるのではないかと。まず、そういう点を含めてお伺いしたいと思います。

それと、2 番目の問題ですが、現在、マスコミ等その他において、東南海、南海地震は必ずやってくるという。そういう危険性をはらんで、町の対策も行われていると思いますが、今現在、旧吉備町内の徳田という所に消防本部が置かれてるわけなのですけれども、昭和 2 8 年度、僕がちょうど小学校ぐらいの年だったと思うのですが、水害が起こって、有田川が氾濫した。今現在、消防本部で消防自動車の置かれている位置は、たいへん低い位置であります。このために、東南海地震が起きれば、ダムの決壊が恐れられているわけでございます。そのときには必ず、ダムが破損した場合には、あの辺が一番低い地域になっているので水浸しになると思います。水浸しになったとき、一番緊急出動しなくてはならない消防本部が、水の中で救援活動が行えない。逆に消防本部が救援活動をお願いしなければならない。このような位置で、果たして危機を乗り越えられるかどうかを、まずお伺いしたい。

それと、災害が起きた場合に、有田川町としてどういう対策をとって、どういう連携で危機を乗り越える方針を立てているのか、単刀直入にお聞きしたいと思います。

ご答弁のほどよろしく願いしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、ごみの収集の経緯でございます。

ごみの収集については、旧吉備町では昭和41年度から、それから旧金屋町は平成元年から、旧清水町では平成14年度から、それぞれの業務を現在の方々に随意契約をしております。

その根拠としましては、廃棄物処理法で一般廃棄物の処理業務を委託する場合には、経済性よりも適正な業務の遂行を重視しており、受託者の資格能力などを総合的に判断し、いかなる契約方法をとるかということについては、長の裁量に委ねられております。

したがいまして、町が委託した業者が適切に遂行されておれば、最低価格の入札をしたものと契約を締結するという一般競争入札の制度とはちょっと異なる法律でございます。

したがいまして町といたしましては、競争入札を原則とした地方自治法第234条の規定を適用せず、受託者の資格要件、能力、受託料などの額を考慮し、現在の受託者に収集業務を随意契約として委託を締結をしまいったものであります。

廃プラスチックにつきましては、去年度から旧吉備町議会でいろんな質問がありました。今のところ、旧吉備、旧清水、旧金屋の旧3町単位で別々にやっています。18年度中に公募をするということで、広報にも載せてますけれども、この旧3町が一緒に行うことによって、収集時間、日にちも含めて変えれば、もっとコストダウンができると考えてます。

例えば、清水の収集業者がこちらに持ってくる時、満杯になっていなければ、長谷川のごみを積んで来ることができる。今だったら、清水の車が、たとえ粟生でいっぱいにならなくても、それで走ってくる、そういうことがありますので、その車へ今度は川口あるいは長谷川のごみを積んで行けば、まだまだコストダウンできると考えています。

それで今、福祉課に、収集の日にちを含め徹底的に研究せよと。とにかく廃プラスチックについては、18年度中にそういった見直しをして、公募で入札をかけたいと思ってます。ただ、毎年毎年入札するのではなく、やっぱりある程度長期といいますか、4年くらいのスパンで、契約をしていきたいと思っております。

それともう1つ、消防のことです。今の消防本部は、大災害が来れば機能できるか

というご質問であります。50年以内に、南海、東南海地震がかなり高い確率で起こると言われています。現在の消防署の位置で、南海、東南海地震に対応ができるのかどうかについてであります。

消防本部及び吉備・金屋消防署につきましては、これは昭和54年の11月に旧建築法に基づき建設をされております。現在、もう26年経過してございます。それで平成17年度に、庁舎の耐震の2次診断というのを実施しております。補強工事を行わなければ、建物の強度が確保できないという診断結果も出されております。

また、地形的な原因として、消防本部、吉備、金屋消防署の現在の位置は、皆さん方ももう既にご承知のとおり、昭和28年7月18日の大水害で、この近辺は5メートルくらい水が上がったということです。去年も兵庫県の豊岡市で、消防の本部が浸かって機能できなかったということです。現在の場所であれば、災害が起こったらもう遅いので、とにかく水害の危険があれば、今の消防車、救急車を全部高台へ引き上げて対応しなければならない状況になってます。

それで、先程も言ったように、南海、東南海地震は、おそらく同時か、あるいは別々に起こっても1年あるいは2年間隔で次の地震が起こると言われています。今の本部では、殿井議員おっしゃるとおり、消防の本部として、そういった場合の機能が果たせないと思います。

全面移転計画も含めて、今後検討していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

今、町長の意見を聞かせてもらったわけなのですが、第1番目に質問いたしましたごみの収集配の随意契約の件です。

今までの経過を見ましても、多額の金額が1業者、2業者、3業者へ流れている。仮に、旧吉備町の例を出しましても、おそらくびっくりするような値段が流れている。その業者に対して、ごみの収集をする車、これも町の車であって、ガソリン代も町のガソリン持ちと。そして、車検その他のもろもろな保険もすべてが町持ちで、その業者に委託している。また各自動車関係、車検の場合は、業者が設定して、その車検業者に出している。そして、請求書だけを吉備の役場へ送っている。こういうばかなシステムが、今まであるかどうか。町が管理して、町の車でやっている中で、町自身が発注すればいいのですけれども、町自身がその業者に対して発注をさせていると。こちらの点についても、町の取り組み方、行政に対しての取り組み方が甘いんじゃないか。

それと、この各旧町単位でごみを3業者へ委託しています。そこへ1業者に2,000万円弱の金額が流れている。今言ったように、車はもともと原価がかかってない、ただ賃金だけの契約です。原価はすべて町が受け持っている。こういうふうなやり方

をずっと続ければ、これはやっぱり町民から見ると、おかしいのじゃないか、どうい
うことで随意契約に流れているのか、今までの経過を見ている、なんで随意契約で
ないといけないのかと。

さつき町長が、ちょっと第23条第2項のことに触れられました。しかし、やむを
得ない事情がある場合は随意契約が認められるけれども、やむを得ない事情のない限
りは、広報、入札、これに関して皆公平にしなければならない、こういう義務がある
わけです。僕がさつき質問したのは、今までの経過、何で今までこういうふうな経過
をたどらなければいけなかったのか。また今後、新有田川町になって、これからは随
意契約を破棄してね。

まず、一番問題となっているのは、この車の問題です。

3業者に車を与えますから、1業者に2台与えれば少なくとも6台。今言ったごみ
は、生ごみ、廃プラ、そして公共のごみ、この3つに分かれている。仮に1分担に2
台渡したら6台、仮にこれを圧縮した場合は、3台で済むとか、4台で済むとか。現
実に、車を購入してます。ダンプカーの購入を三百何十万で行ってるわけなんですけ
ども、これは3部分に分かれるから、車を与えなくてはいけないのです。これを、2
業者を1業者に設定すれば、経費というのは全く要ってきません。

だからまず1番目に、どうして今まで、今年度まで、随意契約で来なければいけな
かったのか。それと、今後どういう判断のもとで町が進んで行くのか。これをお聞か
せただけたらと思います。

それと、消防関係です。

事が起こってから、ああ、というのが、今までの、現在の進め方なのです。東南海
地震が明日来るよ、あさって来るよ、と言うのでしたら、高台へ避難させて機能が十
分できるような状態にできますけれども、こういうのは待ったなしです。28年の水
害のときでも朝起きてみたら、町が川になっていた。そういう状態の中で対処できる
のかどうか。起こる前に対策を考えるのは行政の仕事で、起こってから対策をいくら
考えてくれても住民の為にはなりません。その機能を一番満たさないといけない消防
本部が機能を満たさない。まだ消防本部が救援活動を受けなければならない、そうい
うもとではなかなか町民の安全は確保できないので、その点早急にやっていただき
たい。

この2点をもう一回説明をしていただけますか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

生ごみの収集の件ですけれども、これは夜間作業がほとんどになります。それで、一
括ですれば車も減るのではないかということでもありますけれども、今の車の台数は多
分要ると思います。非常にごみも多くなってきておりまして、一括でまとめたら車が

半分に減るとか、そういう問題ではないと思います。

今、殿井議員さんおっしゃるように、町の車で、ガソリンも車検も町が払ってという話であります。けれども、車の車検については、非常に特殊な車でありまして、町内の業者が誰でも修理できるという車ではありません。現在、和歌山の専門業者の所で車検や整備をさせております。それで、今後もう一度見直して、旧3町一度にやっけて安くなるのであれば、安くなるにこしたことはないので、もう一回きちっと見直したいと思っております。

それと消防のことですけれども、殿井議員おっしゃるように、水害になったけれども対応できないような地域に消防署が建っているということで、先ほども言いましたように、移転をする方向で検討させていただきます。けれども、なんせ大きな建物でございますので、1年や2年のうちでは、完成できないと。その中でも、できるだけ早く適当な候補地を見つけて、移転をする方向で考えていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

最後になりましたが、僕が今町長に対して一番聞きたいのは、どういうわけで今まで業者に対して随意契約でなければいけなかったか、随意契約でなければいけなかった理由をお尋ねしたかったのです。

それと今現在、廃プラ、生ごみ、もろもろなごみの面で、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町は2社さんが入っておられます。また今年度も随意契約で流れようとしてます。どういうわけで、どういう意図で、今後、随意契約でなければいけないのか。一般公募が一番公平だと思うのですが、どうして一般公募でやれないのか。この点は、まだ答弁いただけてない。

それと、その金額面。特殊なパッカー車の車検は、一般の自動車屋では無理と。一般の自動車屋でできるダンプカー等の購入もしています。それをなんのために、車検等をこの業者に委託してるのですか。特殊なのは今町長が言われたように和歌山へ行っている。一般のダンプカーみたいなのは、和歌山へ持っていかなくても、車検をその業者がやっています。町長がいなかったら担当の課長にでも、こういうことは多分わかると思いますので。そういうもろもろな面と、的確に随意契約でいかなければならないと言うのだったら、随意契約でいかなければならないけれども。

僕は、ただ圧縮すればいいと言ってるのではなくて、今現在、生ごみも、廃プラも、そして再生機構、これも週に2日ぐらいしか集配にまわってないのです。だからこれを短縮すれば、1週間で全部まわれるんじゃないか。旧町単位でいけば、まわれるんじゃないかという質問をさせてもらっているのです。だから、そこを明確に。何かの理由付けがなかったら随意契約で流れません。これは、法令、自治法で定めているように、競争入札にすれば支障を起さず場合は、随意契約でやらなければ支障を起さず

場合は随意契約で構わない。しかし、それ以外のことは、ある程度公募して、競争入札と言うのが公平ではないかと謳われてます。だから、その車の車検のことも明確に。今どういう関連でどこへ流れ、どういうふうな関連でやらせて。その特殊な車というのは、ほん何台しかないんでね、パッカー車という車は。一般のダンプはあるけども。それは、多分その業者が個人へ流してと言うか、させて、やった費用の請求書だけを町の方へ送らせているようなシステムになっていると思います。その点をもっと的確に。そのパッカー車のことはわかりましたよ、和歌山へ特殊な車は持っていかなくてはいけないということ。

最後の質問、あと15分あるんですけども、心苦しい点が多々あるんですけども、その点、質問の内容を明確にして、答えていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時23分

再開 10時29分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

再度、殿井議員さんにお答えをしたいと思います。

随意契約についての理由です。

実は昭和41年頃から旧吉備町は始めてます。その当初、公募したのですけれども、誰もする人がなかった。それで、今の岡本さんにずっとやってきてもらった経緯があります。

それと、これはなにも好きこのんで余計に渡しているわけではありません。きちっとした計算の根拠の中から出した金額であります。17年度は、若干上がってますけれども、廃プラスチックを始めて約1カ月間余り、今の収集業者等ができるまでに岡本さんにやっていただいた関係で、17年度については若干上がってます。この経費と根拠については、日当分だけあります。経費と日数、時間単価を含めて、後日、議員さんにその資料を提出をさせていただきたいと思います。

それともう1点。特殊な車は別として、その業者が、ダンプカーもずっと同じ所へ出してるという話であります。もう一度、すべての公用車について再度点検をして、そういうことがあれば町の管理のもとで業者組合、いろんな業者さんに毎年毎年平均してやっていけるようにこれから指導していきたいと思います。また、ガソリンについても同じ所で入れてるようでありますので、町のお金で払いますので、これもきつ

ちりと町が管理して、町内のガソリンスタンドでまんべんなく入れていく方向でこれからやっていきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

殿井君の質問を終わります。

…………… 通告順3番 11番（佐々木裕哲） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、11番佐々木君の一般質問を許可します。

○11番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私から質問事項として2点余り質問させていただきます。

まず、第1点。今回行われました、町長及び町議会選挙を振り返ってという項目でございます。

去る2月5日のダブル選挙は、有田川町の将来の基礎を作るための選挙であり、町民の皆様方におかれましても、非常に関心のあった選挙だと思っております。選挙にお金がかかるのは当然でございますが、今回の選挙で1,769万円の費用がかかっております。中でも、人件費、食糧費関係で1,124万6,000円。率にして63.5%となっておりますが、人件費といっても、ほとんどが開票のための役場職員の時間外勤務手当となっております。総勢367人の方が、時間外勤務に携わっております。

今回の選挙は、投票率が83.9%となっておりますが、中でも期日前投票された方が3,883人と投票者に対して19.8%、5人に1人が期日前に行われています。以前の不在者投票ではなく、今は簡単にできることから、選挙のたびに期日前投票が増加しております。

そこで、町長にお聞きしたいのは、今回の選挙も午後8時までとなっておりましたが、清水、金屋、吉備地区の一部においても1～2時間早く締め切り、時間を繰り上げ実施してきました。選挙開票も、町長、議員と順調に開票されたにもかかわらず、最終の町議の確定した時間は午前12時35分となっております。当日開票であれば、立候補はもちろん、町民の方々も少なくとも当日中に結果を知りたいものです。新聞と報道関係者の方においても、時間外では意味が半減されます。期日前投票が増加している今日、少しでも投票時間を繰り上げ、開票を早くしてはと思えます。選挙当日、7時以降でなければ投票できないという方は、期日前投票でお願いするとか対応ができると思えます。

また、経費面でも1時間繰り上げれば、残業費だけでも約100万円程度節約できると思えます。職員においても、午前様に帰って、また朝から仕事では、支障がないとは言えません。この件は、行政だけじゃなく、選挙管理委員会との話し合いにもな

るとは存じますが、町長としての考えはどうであるのかをお聞きしたいと思います。

次に、開かれた町政を目指してということで質問させていただきます。

この度の町長選において、町を2分するほどの激しい選挙戦を勝ち得た町長に対して敬意を申し上げたいと思います。新生有田川町の約3万人の住民の首長として、船で言えば有田川町丸の船長として、また、会社で言えば株式会社有田川町の社長として、町民が将来に向け、安心して住めるまちづくりに目指していただきたいと思います。私も住民の代表の1議員として、精一杯努力、協力させていただきたいと思っております。

さて、開かれた町政を目指す一例として、町長も、今までも住民の意見を聞きながらと時あるごとに言われてきましたが、世の中、人が集まれば意見もそれぞれあるでしょう。家庭でも同じ、民主の世の中、みんなの意見を参考にすることが行政にとり非常に大事なことは、町長も同感だと思います。

以前、2年前の旧吉備町議会で、私は徳川吉宗八代将軍が幕府に対する不満や意見を聞くために目安箱を設置し、いわゆる享保の改革の一例として行われたことを発言させていただき、それはよいことということで、役場玄関入り口にご意見箱を設置させていただきました。また、広報にも何でも通信欄を設け、住民の意見を聞く姿勢が好評だったのですが、新生有田川町が誕生し、なおさら住民の意見を聞くべきだと私は思うのですが、なぜ、ご意見箱を撤去し、何でも通信欄も廃止したのですか。私は、開かれた町政を目指すならば、吉備、金屋、清水庁舎へご意見箱を設置し、住民の身近な声に耳を傾けるべきだと思います。きっと行政に反映できることと思います。今は、公共施設のほとんどの窓口に設置されていますが、まず廃止した理由と今後設置するのかわからないのか、質問させていただきます。

第1回目の質問は、終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

去る2月5日の選挙におきまして、開票がたいへん遅くなりまして、議員ご指摘のとおり、議員各位の結果が最終的にわかったのは、もう翌日になっていたということでもあります。今回、たいへん広い範囲になりましたし、旧清水町で実は4時に締め切っている所もあります。今回、いろんな形の中で、投票が終わったらすぐ持ってくるというわけにもいきませんし、正確な残票まで調べて、その場で間違いはないかということを確認しなければいけないので、投票を4時に終わってでも、ある程度時間がかかります。普通に9時から開くのも、やっぱり清水の奥地については、4時頃投票を締め切らなければならないというような手間がかかる作業であります。いつもは9時からだったのですが、万全を期して、万が一のことがあったら悪いということで、

今回は9時半から開票となり、ご指摘のとおり、最終的にわかるのが非常に遅くなりました。

私も以前から、果たして8時までにする必要があるのかと疑問を持ってました。それで今後、吉備と金屋の平坦地の所だけ1時間繰り上げれば、スムーズに行く。開票時間を2時間も早くしようと思えば、2時間も繰り上げて6時に終わるといふようになれば、清水の奥地については、もう昼すぎに終わらなければならない状態であります。できたら吉備・金屋の平坦地の部分で1時間ぐらい早く投票を済ませるといふのは、可能と考えています。このことについては、次の選挙までに、できるだけ1時間短縮して、8時か8時半頃から開票できるように、努力していきたいと思っています。

それともう1つ、議員さんご指摘の目安箱。

これは2年前、佐々木議員さんの提案で役場の玄関口に置かれてました。

実は、この間の朝、役場へ来たら、総務課が下げて来ていて、それ何してるのかと聞けば、これ選挙のどさくさと合併のどさくさにまぎれて、どこかへ放りこまれてたんだということでした。

もう既に設置をしてますけれども、この目安箱については、いろんな町民のご意見がかなり入ってます。僕自身が、できるだけその方にお電話差し上げて、いろんな話をさせてもらっているのですけれども、残念なことに匿名の方が非常に多いということでもあります。すべて返事は差し上げられないのでありますけれども、名前をきちっと書いてくれてる方については、すべて直接電話を差し上げております。

それと、この目安箱については4月1日から各庁舎に置く予定にしています。

それと、なんでも通信。実は、年2回だけ広報へ欄を設けてました。これは廃止も何もしていません。今回、合併を機に4月から年4回、なんでも通信欄というのを設けて、一人でも多くの町民の意見を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

選挙の件なのですけれども、関東のある政令の大都市は、市会議員をはじめ、今までは当日開票されていた。都市が大きいので、特に残業費が数億円かかるらしいのですけれども、町民の方にもご理解していただいて、翌日の朝から開けるといふようなことで、選挙節約のために翌日開票されたと私も報道で聞いたわけです。いろいろな角度から、一度検討していただきたいと思います。

先ほども言いましたが、例えば、7時以降何人が投票されたのか。これは実態をつかんでいないとのことですが、立会人の方に数名の方に聞いたのですけれども、ごくまれに7時以降から来てくれたと、ごくまれと私聞いたのです。その程度であれば、期日前投票もどんどん増えてくるということであるし、ぜひとも検討し、また職員の翌日の仕事の面、そしてまた残業賃の面は、いろんなこともあろうかと思っておりますので、

一度検討していただけたらと思います。

それと、目安箱の件と、なんでも通信欄は、やっていただくということですが、特に私が言いたかったのは、吉備だけじゃなしに、金屋、清水、その地区の方々の身近な意見と、おそらく投書されるという方は大きな財政がどうということも中にはあろうかと思うんですけど、ごく身近な窓口がどうか、住民サービスをこうしたらよいのと違うのかと、そういう率直な意見を入れる方が多いと思う。この3地区で設置していただけるということと同時に、なんでも通信欄も年4回にさせていただくと、もうこれは非常に結構なことだと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

それと、参考にちょっと聞くんですけども、今まで約2年余り、ご意見箱へ、それと同時に何でも通信欄へ、何件ぐらいご意見が寄せられていましたか、もし数字つかんであれば、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

再度、お答えをさせていただきたいと思います。

その選挙の投票時間については、変わるということ住民の皆さん方に周知徹底させなければいけないので、早急に次の選挙に向けて、町民の皆さん方にできるだけ1時間繰り上げる方向で検討させていただきたいと思います。ただ、今回は議員さんの数が26名ということで非常に多くて、次回、賢明な議員の皆さん方が、定数を減らしてやろうということですので、若干開票時間が早まったらと思います。

それから、目安箱については、先ほども申し上げましたとおり、4月1日から各庁舎に置かせていただいて、なんでも通信も2回から4回に増やさせていただきます。

目安箱にどのぐらい来たのかということでは、本当に数少ない意見であります。少ない意見の中でもやっぱり本当に身近な非常に参考になる意見ばかりいただいております。それで、今後ともまた議員の皆さん方も啓発いただいたら、多くの方々がいろんな意見をお寄せをいただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。どれぐらい入っていたというのは、わかるそうですので、後日議員さんに資料提出をさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

佐々木君の質問を終わります。

…………… 通告順4番 9番（前〆 利夫） ……………

○議長（亀井次男）

続いて9番、前〆君の質問を許可します。

○9番（前〆利夫）

私の今回の一般質問は、お手元にありますとおり、林業の振興、1つは過疎地域に

おける教育の問題、この2点に絞らせていただきます。

なお、若干14番議員さんと同じような問題も出てきますので、特によろしく願いたいと思います。

なお、答弁者に対して、的確にご答弁いただく中で、できるだけ再質問、再々質問が私としては避けたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いたいと思います。

県下の354平方キロメートル、当初に町長が議員に答弁されました。この議会の構成員として、これまた県下、30代の若い議員が多数参加されておる。それだけにこれからの有田川町というのは、本当にあらゆる意味において、県政の中でも注目される地域だと思います。ただしかし、物事は、温故知新、古きをたずね新しきを知る。また、政治の理念もそうでなければならぬと存じる次第でございます。

200万人以上にのぼる尊いかけがえのない生命が失われました、あの第2次世界大戦から60年の歳月が流れようとしております。今、申したのは日本国民の戦闘員、非戦闘員を含めての数でございます。無一文になりまして、一生懸命に復興に取りかかり、昭和26年に講和条約もできあがり、いよいよ本格的にこの地方も春が来たなと思うのもつかの間、あの昭和28年7月18日の大水害を、この地域に代々生存させていただく立場から絶対に忘れることのできない事実でございます。これを教訓として、14番議員も申されましたとおり、これからの防災をいかに確実なものにして安全を共有できる地域づくりをやるかは、新しい町にとっても、この有田水系につながる大使命であると思うのでございます。

有田川の源流、奥地で500ミ리를越す、雨量計にさえ計量できなかった壮絶な雨は、一瞬にして有田川の増水、先ほど町長は5メートルと言われましたが、正式な記録を調べていただいたら、平均で10メートルという増水を記録しているわけでございます。山津波が発生、おびただしい土石流、それと立ち木、材木を交えた濁流が、下流有田川に押し寄せ、有田川の増水は今申し上げましたように10メートルに達し、現有田市にあります安諦橋を除いてすべての橋は流失、道路は寸断、通信網も電灯も切断、社会的機能が完全に麻痺状態、死者111名、行方不明248名、流失家屋1,596戸、被害者戸数1万1,831戸、田畑の流失実に2,617ヘクタールに及んだのでございます。世に言う紀伊半島大水害、別名7.18水害が発生。まさに生き地獄をこの世の中に、が戦争の痛手もようやく立ち直った時点で、我々を打ちのめしたのであります。

それから53年、半世紀を超えようとしています。地質、土木、気象学上等、各種大災害は、地震等も含めだいたい60年周期が学説的に非常に多角的に有力視されていることに、改めて我々は注意を喚起すべきであります。あの惨事は何ゆえに出現した、その最大原因は、先ほども申し上げましたとおり、当時の雨量計が機能を失ってしまうほどの未曾有の豪雨であったことは、記録上明らかであります。雨水をしっか

りと受け止める山野の状況は、極めて劣悪化しておいた事実を我々は認識しなければならないのでございます。

その原因は、戦時中に強行された木材の強制伐採から来る荒廃が、植生及び母体としての土壌に及び、水源かん養機能を低下、土砂流失防止機能の低下とあいまって、大崩壊につながった事実であります。古来から政の最重要課題は、水を治めるために山を治める、いわゆる治山治水を説いています。したがって、新たに発足した有田川町総面積、先ほども申しました354平方キロ中、実に73%を占める258平方キロの林野面積を母体とする森林、林業の活性化を図ること、新町発展への最大ポイントであることは何とも否定し得ない現実であります。

現今、山林は産出物としての木材不振が長期にわたり続く中で、危機的場面にあります。ちなみに旧清水町地域においては、1984年、昭和55年前後、素材杉檜のみで2万3,708立方を出荷し、その価格は実に9億1,592万円、事業所製材は6カ所、製品売上高1億6,510万円、計10億8,102万円をピークとして、平成16年度で素材加工を含めて加工所では1カ所、その売上高は1億3,728万9,000円、わずかに最盛期の12%、この数字の物語るものは余りにも過酷な現況であります。これ程林業とは価値観のないものでしょうか。

林野庁の試算によりますと、山林の果たす公的機能として、水資源かん養効果27兆1,200億円、土砂流出防止効果28兆2,600億円、土砂崩壊防止効果8兆4,400億円、保健休養効果2兆2,500億円、野生鳥獣保護効果3兆7,800億円、大気保全効果5兆1,400億円、合計74兆9,900億円、まさに国家予算に匹敵するわけでございます。和歌山県分だけで1兆359億円の効果価値があるとされています。

現在、とにかく公共事業についての厳しい批判が論議されていますが、将来あるべき公共事業ベスト10として、21世紀にやるべき事業の1位に、日本固有の自然の財産である森林を保全し森と海との循環を守るための治山治水事業を有識者代表が強く求めています。以下、これらを基本として、新しいまちづくり計画書にも明記されています、森林の持つ公益保全整備事業としての林野庁も強く求めている、間伐材事業の徹底的施行を進められたいこと。素材をよくし、良材を確保するためには光合成を受け入れられやすいよう、適当適切な太陽光の流入が絶対不可欠な要因になるからであります。林業基盤のさらなる整備をより以上、強力に推進されたい。その第1条件として、林道の作業網の整備による一層の機械化を導入、伐採、集積等出荷のコストを下げることにより、市場競争に打ち勝つ方策の樹立は何よりも大切であります。

木材加工流通施設としての西ノ原工業施設をどうしても軌道にのせ、成功しなければならないことは、産業建設常任委員長、委員一同も重大関心を持たれ、積極対応を行われつつあることが、出口としての製品販売流通も視野に入れ、県、林野庁、林野庁の窓口の木材なんでも相談室が常時設置されております京都大学上湯川事業所等々

の一層の協同と提携、企業、商社への積極的アタックを要請し解答を求めます。皮から枝まで木くずも大切にバイオマス導入による資源循環利用を取り入れられるよう要請いたします。

林業活性化を果たすためには、若手担い手育成が欠かすことのできない事実であります。木村知事が提唱、林野庁もテコ入れする緑の担い手事業を一層、第1線として充実すべきであります。具体策を問う次第であります。好むと好まらずに関わらず、森林組合の充実なくして林業の振興はあり得ません。間伐事業パーフェクトの実践を持つ京都日吉町森林組合を筆頭に、16年度森林白書は、全国優秀森林組合事業を挙げています。先進地に学ぶことも重要な道しるべと存じます。森林組合充実に向け、今後の行政は具体的施策をどのように進めようとしているのか、この際、明確にしていきたいと思っております。

過疎地域における教育体制の確立について、お尋ねいたします。

少子高齢化が情け容赦なく進行する中で、教育基盤を構成する生徒数の減少ほど厳しいものではありません。特に私どもが居住する過疎地域の状況はまさに深刻であります。旧清水町の場合、分校も含め小学校17校、中学校7校、合計24校を有した義務教育の場所、学校は現在、中学3校、小学校6校、生徒数もどんどん減少しております。22年以降維持できない小中学校が、到来するのではとの心配が出ております。

ここでまず質問いたします。

有田川町における児童数の推移は今後どのようになって行くのかを承りたいと存じます。

ご案内のとおり、義務教育の場所、小中学校は、児童、生徒の学びの場所としてではなく、地域コミュニケーションを維持する機能を歴史の中で積み重ねて来たものであり、この消滅は集落崩壊につながりかねない要因にさえなりかねません。したがって、これ以上義務教育の場を減らさないよう、当局を先頭に、対応の積極具体化を急がねばならないと確信する者の一人であります。そして、また新まちづくり計画の中でも小中学校の通学区域については現行のとおりとしますと明言されていますので、あらゆる方法を講じられることを重ねて求めるものであります。

同時に県教委の諮問機関、義務教育ニュービジョン研究会は、今後の義務教育のあり方について、個性ある教育の創造少子化に対応した学習環境づくりが必要などとした答申書を小関教育長宛提出されました。当然ながら学校規模も検討されているが、現場としてどのように対応するのか、その見解を求めます。

また、同答申は、和歌山を愛する子供たちを育成するため、地域の自然環境などに重点を置いた学習プログラム、きのくに緑と青の教育の創造を提唱しております。世界遺産に関わる史跡や地元で活躍した著名人の逸話などの教材採用を推奨。これがさらに林業体験の参加、海、山、川の恵みの豊かさを実感しながら故郷を愛する心をはぐくむ学習活動の構築が重要としております。山村留学について、その精神支柱とし

て大いなる期待を寄せるものであり、有田川町教育委員会としても積極的対応を求めます。

なお、山村留学については、現在、楠本小学校で実践しており、安諦小中学校においても検討中であります。この制度を成功するためには、教育行政、さらに町長を頂点とする町当局の支援なくしては成果が得られません。なんとなれば受け入れ態勢としての地域が、高齢化がどんどん進行する中で、体がついて行かない実態は否定できず、親ぐるみの受け入れ態勢、そのための就業の場、住居の提供等をクリアしていかない限り、安定継続が困難となることが予想されます。したがって、すべての面で地域ぐるみの取り組みが必要となると思うので、積極的な地域対策による推進を求め解答を求めます。

さて、週休2日制の実施の中で、最近の韓国、中国、米国、日本4カ国の義務教育の中の学力調査が実施され、その結果、日本の学力低下が大きくとり上げられております。学力向上の思考、要望が一段と強くなることが予想される中で、ゆとりと教育、人間性の教育とをどう併合させていくのか、この際明確なご答弁を求める次第であります。

以上をもって終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前々議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回、有田川町はたいへんな面積になりました。354平方キロメートル、たいへん大きな面積であります。しかも、そのほとんどが山林で、林業問題はもちろん大切であります。

林業というのは、いろんな多目的な機能を発揮をしております。もちろん、今大きな話題になってますCO2の問題であるとか、あるいは地下水の問題、それと、災害についてもこの森林の関わる役目というのが計り知れないものがあります。この多目的な機能を発揮するというのを基本理念に、これから林業対策を行っていきたいと思います。

まず、第1点目の林業基盤のさらなる整備についてであります。

紀中流域森林整備計画に基づいて、本町では有田川町森林整備計画を策定して、その中で議員ご指摘の作業道等の整備とか、あるいは施工コストの省力化を図るために、機械の導入等もこれから盛り込んで行きたいと思っています。

また、木材利用促進加工施設に関しては、議員ご承知のとおり、指定管理者制度に基づいて、今年の1月より清水町森林組合に運営管理をさせているところであります。地域林業の活性化のためにも、ぜひともこの施設を成功させていかなければなりません。森林整備における諸政策とあわせて、木材需要動向を調査し、販売流通面で

も関係者一丸となり取り組んでいただくよう指導支援をしていきたいと思ひます。ただ、ここの森林組合だけでは、どうしてもやれない面もあるかと思ひますので、行政の方も一丸となってこの施設に取り組んでいきたいと思ひてます。

また、未利用材の資源循環型利用に関してですけれども、排出コスト面、あるいはいろいろな面を勘案した中で、今後バイオマスを含め検討をさせていただきたいと思ひます。現在、廢材については、加工所で木材乾燥の燃料に利用しておりますけれども、自然環境の面からも今後こうしたコスト面や、いろいろなものを勘案した中で、バイオマスの検討もさせていただきたいと思ひてます。

また、林業担い手育成についてであります。

町内の林業事業体が減少する中、清水町森林組合では平成8年以降今日までに、10名の方が現業職員として就業しております。先の緑の雇用担い手事業においては、9名の方が林業に従事しております。また、18年度より5カ年間の新規事業として、緑の雇用担い手対策事業がスタートしますが、その中で新たに6名程度の就業者の確保を図っていく予定であります。町としましては、旧清水町における林業担い手社会保障制度充実対策事業の内容を精査して、引き続き林業施策として取り組んでまいりたいと思ひます。

森林組合の充実に向けた行政の具体的な施策について、町内には現在2つの森林組合がありますが、それぞれの組合のお考えもあろうかと思ひますけれども、できるだけ早期に合併をしていただけるよう、また組織として経営体として森林組合の基盤を強化していく中で、町内の森林事業の均衡のとれた整備がされるのではと思ひます。なお、長引く木材価格の低迷等林業を取り巻く環境は、厳しさを増すばかりであります。一方、森林の持つ公益的機能も大きく取り上げられていることも事実であり、これに基づき事業も多く出されております。森林環境保全整備事業等もそうであります。これらの事業は、国、県を通じて直接森林組合へ補助金が出される仕組みになっております。今後においても、事業、制度等について、組合員である山林所有者との懇談を積極的に行ってもらいながら、地域林業の振興に何が必要なのか、十分議論し、行政としてやるべき施策を講じていくつもりであります。

間伐事業についてでありますけれども、国では間伐等推進総合対策として、平成17年度から19年の3カ年間で、概ね90万ヘクタール民有林の整備に取り組むこととしております。これを受けて県では、3カ年で2万4,000ヘクタールの間伐実施を計画しております。当有田川町においても平成18年度で450ヘクタールの実施が見込まれておまして、19年度以降についても継続して実施していく予定です。今後、事業の効果的な実施のため地域懇談会等で林家のご理解を得ながら、町としても山林所有者の負担軽減に努めてまいりたいと思ひます。

それから、過疎地域の教育問題であります。

清水地区におきましては、子供の数も非常に減少しております。先日も安諦中学校、

小学校の卒業式に参加をさせていただき、全校生徒数が少ないことも実感させていただきました。ただ、安諦地区については、来年度は久しぶりに5名の小学生が入学してくれるということで、非常に喜んでおりました。児童数の今後の推移でございますけれども、小学校は、23年度で約3割ぐらい今の生徒数より減るという予想がされてます。実は6年後の旧清水町で新しく小学校に入学される方は、今の段階で13名であります。金屋中は30名、山間部の児童が非常に減ってきております。今から対策をしなければ、本当に大変なことになると思います。

具体的なことについては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

前議員さんにお答えを申し上げます。

有田川町における児童生徒の推移についてでございます。

将来6年間の23年度までの数字が出ております。非常に細かい数字で申し訳ないのですが、ちょっと言わせていただきます。

小学校です。17年度生徒数540名、18年度生徒数526名、19年度生徒数510名、20年度生徒数500名、21年度生徒数471名、22年度生徒数433名、23年度生徒数は381名で、6年間で約3割、159名減ということになります。

中学校の方です。中学校は、17年度で883名、18年度で893名、19年度で907名、20年度で896名、21年度で926名、22年度で925名、23年度で910名ということで、反対に18人の増となっております。これからずっと減っていくかと思えます。

今までの小中学校の役割と申しますと、議員さんご指摘のとおり、地域に根ざした学校であったわけでありまして、地域とたいへん強い密着度がありまして、今でもそうではないかと思っております。児童生徒の減少傾向に歯止めをかけるためには、やはり議員さんご指摘のとおり、教育委員会等、町行政が一体となった対策が急務であろうと考えております。

現在、学校の数小学校17校、中学校が6校で23校でございます。そのうち、へき地校が14校でございます。この中で、有田川町の教育委員会といたしまして、どういう対策をするのかでございます。これは、学校間の連携の促進をやっていきたいと思えます。例えば、一番東部にあります安諦小学校の児童生徒を、一番西の藤並小学校と一緒に授業したらどうか、そういう案も少し考えております。

そして、中学校部は中学校は6校でございます。中学校部の小中一貫連携も少し考えております。また、少人数を生かした授業づくり、あるいは複式学級、へき地校はほとんど複式学級になっております。あらゆる手段を講じながら、活性化等、地域の振

興に取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、義務教育ニュービジョン研究会が県教委に報告をいたしました。これは、18年1月に出たほやほやの答申でございます。その中で具体的に4つの項目が挙げられておるわけでありまして、1つ目は、次代を築く確かな学力の計画。2つ目は、和歌山の個性ある教育の創造。3つ目は、少子化に対する学習環境づくり。4つ目は、教職員のスキルアップと学校の体制強化であります。

その中で3つ目の少子化に対する学習環境づくりで、本県における望ましい学級規模というのが出ております。小学校においては、12学級から18学級が適当であろうと。中学校では9学級から18学級を適当規模とする、適当であろうと答申されておるわけでございます。本町に当てはめると、小学校では、御霊小学校の14学級があります。それと、藤並小学校の21学級。中学校におきましては、吉備中学校の16学級。この3校しか該当いたしません。このように県の提言が、そのまま有田川町に当てはまるかと申しますと、決してそうではないと考えております。

県の提言は、県の提言といたしまして、やっぱり有田川町は有田川町独自のビジョンを持って、教育基本法の方針を持って、保護者の意見、さらには地域住民の意見を十分尊重しながら、慎重に進めていかなければならないと考えてございます。

次に地域に関わる学習についてでございます。有田川町は、山や川、豊かな自然に恵まれております。吉備地区におきましては宗祇法師、金屋地区におきましては明恵上人、そして清水地区におきましては笠松佐太夫など多くの偉人が輩出しております。

それと、国の指定文化財に指定されております杉野原の御田舞、あるいは県指定でございます久野原の御田舞、こういうのが非常にあるわけでございます。城山小学校では、子供歌舞伎もやっております。そういうふうに非常に文化が高いわけでございます。また、久野原小学校では、地域の特産でありますしみず米を実際に育て収穫し、産業まつりで即売する学習に取り組んでいるわけでございます。今後も地域の教材を積極的に取り入れまして、独特な特色のある学校づくりを進めていきたいと考えてございます。

次に山村留学の態勢の強化でございます。

現在、山村留学の態勢が確立されているのは、楠本小学校の校区であります。留学生は、家族転入で3児童が入っております。18年度の予算で、18万円を計上させていただいております。また、安諦小中学校区におきましても、安諦小中学校を守る会が設置されまして、山村留学態勢に精力的に取り組まれております。修理川小学校におきましても、同児童推進委員会を設置し、町外から転入した児童が卒業した事例もございまして、教育委員会といたしましても、地元住民の真摯な取り組みに対しまして、積極的に支援をしながら、町当局と連携を取りながら推進をしていきたいと考えてございます。

次に学力向上への対応でございます。

学校は創意工夫をして、自らの教育課題を作らなければなりません。県の学力診断テストの結果につきましては、概ね満足な状況であると判断をしております。具体的な例を挙げますと、現在、石垣中学校、石垣小学校におきまして、国語力の向上のための小中連携をしております。鳥屋城小学校、御霊小学校においては、算数を中心に少人数学級、習熟別を、そしてまた藤並小学校におきましては教科担任制、これは6年生だけですけれども教科担任制の実施をしております。へき地校では、教育課程の編成及び学習指導等、評価の工夫改善等に、力を入れているわけでございます。

次世代を担う子供たちの真の学力を育てることは、学校の責務であります。そのために、学校は子供たちがわくわくするような、そしてわかる授業、楽しい授業、そういう腐心をするべきと考えております。子供たちが興味ある課題にじっくり挑戦できる授業の中でこそ、子供たちの思考力、想像力が育まれるに違いないと考えてございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

9番、前〆君。

○9番（前〆利夫）

1点だけ要望です。教育長にお願いいたします。ご答弁も結構でございます。

この17年の11月に都市を中心に実施した内閣府の都市と農村漁村の共生対流に関する世論調査の結果でございます。

これによりますと、日本をある意味でたいへん復興させた原動力となった、がむしやらに働きました団塊の世代が、ご案内のとおり、いよいよその職を去ることになっております。そういう関係で、非常に田舎に対する関心が強い結果が出ております。特に、学校による子供たちの農山漁村での体験学習については89%は賛成だと。ぜひやっていただきたいと。こういう極めて重要な調査結果が出ております。

今はまさに情報の時代でございます。何人かの議員さんも情報問題で質問されると思いますが、ぜひ、教育長、教育委員会の方でも、絶えず情報提供を都会にさせていただき、同時に町長部局とも密接な関係をとって、受け入れ態勢を整えていただくように、この際強く要請いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

9番、前〆君の質問を終わります。

…………… 通告順5番 23番（竹本和泰） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、23番竹本君の質問を許可します。

○23番（竹本和泰）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

本年1月、旧吉備町、旧金屋町と旧清水町の3町が合併し、新生有田川町が誕生しました。この新しい町は、夢と希望の持てる町であってほしいと願うものであります。そして、先月5日、新町の発足に伴い、当有田川町の町長選挙と町議会議員選挙が執行され、初代中山町政が誕生しました。同時に私も26名の議員の一員として町民の審判を仰ぎ、議席を与えていただきました。有田川町の発展のため、微力ながら頑張りたいと身を引き締めているところであります。

新しい町有田川町は、人口約3万人、面積351.77平方キロメートルと広大な町であります。旧3町には、すばらしい歴史や文化、そして豊かな自然があります。それぞれの地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めなければなりません。町長も本議会の冒頭、町民に開かれた町政の推進を基本として、財政状況の厳しい中ではあるが、新町の基本方針に基づき諸施策に取り組むと所信表明されました。そこで、私はこれらの新町の行政運営について3点質問し、町長の見解を求めるものであります。

まず初めに、新町の当面の課題についてお伺いします。

新しく誕生した有田川町への町民の期待はどうでしょうか。住民サービスは、以前より向上するのであろうか。周辺地域、特に山間地域は置き去りにならないか。役場が距離だけでなく心理的に遠くなった等々の声も聞かれ、これら住民の不安の払拭により、安心感のある町としなければなりません。合併した旧3町住民が、できる限り早く融合し一体化を図る。そして、住民とともにまちづくりを進めていく、その基盤をつくるのが、まず大事ではないかと私は思います。

町長も所信表明されたように、町民に開かれた町政の推進が基本であります。そのためには、情報の公開等によるガラス張りの行政、そして役場本庁舎を身近なものとし、町民が訪れ相談しやすい環境とすることが大切ではないでしょうか。合併した旧3町の住民が早く融合し、新生有田川町の特色あるまちづくりを進めていくため、町民に開かれた行政を推進し、身近な役場としていく。そのためには、まずそれぞれの地域の実情を把握している旧3町の職員を統括する各課にバランスのとれた配置をしていくことが、必要と思いますが、町長のご所見をお伺いします。

2つ目の質問、新町まちづくり計画の推進について、お伺いします。

有田川町への合併に向けて、新町まちづくり計画が策定され、新町の基本方針、施策及び財政計画が明記されています。この計画は、平成17年度から平成27年度までの10年計画で、合併関係3町の住民に対し、新しい町の将来ビジョンを与え、それによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新町のマスタープランとしての役割を果たすものであり、重みのある計画であります。

この計画による建設事業では、11年間に一般会計事業329億円、特別会計事業204億円の、合計533億円の事業が計画されております。この事業費は、合併特例債の借入金130億円余りを見込んでの事業費であります。現状でも財政がたいへ

ん厳しい状況の中で、今後の財政見通しはどうか、進められるのでしょうか。計画事業については、旧3町の各種懸案事業をもとに割り振りをしていると思いますが、仮に計画事業費が財源的に7ないし8割しか実施できない場合、旧3町への事業配分はどうかのでしょうか。均衡を保つためにも、数年度単位での実施事業の調整は必要と思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いします。

続いて、3つ目の質問、行財政の効率化についてお伺いします。

国において、三位一体の改革、地方分権が推進され、それを担う行政体制の整備として、市町村合併が進められています。その最大の狙いは、行財政の効率化にあると思います。

当第1回定例会に有田川町の初めての当初予算が提案されました。町長は平成18年度一般会計予算は、選挙後、時間的余裕がなく、人件費等義務的経費を主体とした骨格予算を編成したとしており、6月定例会に政策的経費等を追加し、肉付け予算を計上すると説明しています。しかし、その当初予算は、骨格予算であるにもかかわらず、収支不足により、財政調整基金12億7,700万円のうち、8億5,900万円を取り崩し、6月の肉付け予算へ。さらに取り崩すと、18年度末には財政調整基金の残高ゼロとなり、19年度の予算編成はさらに厳しいものとなるとされています。これは、現時点でも財政の非常事態であります。新しく誕生した有田川町が、当初からこのようなことでは、3町合併にあたり、住民に示してきたまちづくり計画など進めていけるのか本当に危惧するところであります。思い切った行財政改革を進めなければなりません。当初において、行財政の効率化を図る主たるものは人件費の削減にあると思います。合併について住民に示した財政計画では、11年間で議会議員、特別職等の削減や一般職員82人の減により、45億円と物件費23億円が削減されるとしています。しかし、合併によりこれらの行政経費が当然減じることから、それに見合った交付税も減じられることとなります。合併後すぐに職員も削減できませんし、合併に伴う臨時的経費も要することから、合併特例法により10年間猶予をされますが、それまでに交付税の削減に対応できる効率化を図らなければなりません。そこで、今計画されている内容では到底それに対応できず、不十分だと思います。現在の計画を進めていく上においても、年次計画及び数年度単位での組織機構の見直しは当然必要であります。どのようになっているのか、お伺いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

竹本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

合併前3町の住民が1日も早く融合できるようにと、最もな話であります。合併した所の最重要な課題だと思っています。1日も早く、旧3町の町民が融合できるよう努

力をしていきたいと思っております。また、町民に開かれた町政、これも基本的であります。今後も、情報公開条例を続けていきたいと思っております。

それから、それぞれの地域の実情を把握した人材を各課に配置してはどうかというご意見であります。

実は、合併当初いろんな方向でバランスのある人員配置というのを考えたわけですが、合併当初、あまり変えると各課長自体が迷うこともあろうし、また各職員が迷うということは、町民に非常に迷惑がかかるということで、合併当初の異動については、できるだけ今までの態勢でやっていこうと、今日まで来ました。けれども、やっぱり議員ご指摘のとおり、旧町にはそれぞれのいろんなやり方、事情がありまして、主要課においては、到底旧町単独の職員ばかりではどうしても対応できないと、今回4月の異動は、課長を含めて、それぞれの地域の職員が、合流と言いますか、混ざるように検討させていただいております。そうすることによって、住民皆さん方にも、気軽に役場に入ってきていただけるし、開かれた町政になっていくと思っております。

それから、新町まちづくりの計画の推進であります。

議員ご指摘のとおり、10年間に一般事業で329億2,872万8,000円。それから、特別会計203億8,955万2,000円、トータル533億1,828万円というたいへん莫大な計画を組んでおります。厳しい状況の中で、これを全部消化するのは、たいへん難しい問題だと思います。難しい問題ではあるかと思えますけれども、せっかく合併協議会の議員さん、あるいは皆さん方がご議論をなさって立てた10年計画であります。苦しいけれども、できるだけ10年間の間にこれが遂行できるように、努力をしていきたいと思っております。

ただ、ご指摘のように、仮に7～8割しかできなかつたら、旧町に対してどのような割り振りにするかという意見であります。今はそういうことを考えるより、できるだけこの計画に沿った事業が進められるように、一生懸命に努力をしていきたいと思っております。このことについては、何年かして適当な時期を見つけて、もう一回議論をしたいと思っております。ただ今の時点では、10年間の計画をできるように頑張っていきたいと思っております。

それからもう1つご指摘のとおり、地方交付税あるいは各種補助金が、国の施策によって削られていく中で、行財政改革をしっかりと進めていかなければならない。これは当然であります。合併協議会が策定した人員の削減年次計画によりますと、退職者の30%補充を予定をしておりますして、本計画ベースとして、今後10年間で一般職員82人削減を目標に、組織的機構の見直しを推進していきたいと思っております。この計画では、17年度において3名の退職者の予定が33人でありました。差の30人については、10年間に退職される見込み間にカウントされておりましたので人数的には変わりませんが、経費面でかなり削減ができました。17年度当初と18年度当初の単純比較で、議員さんの定数も42人から26人に減少されたことなどにより、人

件費で4億2,000万円程度減額となっております。今後は、定員適正化計画を早急に作成をして、行政のスリム化、効率化を図っていきたくと思っています。

1月に合併してから、今日まで、わずか3カ月であります。機構について、いろんな矛盾点と言いますか、非常に不合理な点が出てきております。これも今後、早急に改善できるところは改善をして、とにかく町民の皆さん方にご不便をかけないような方法で、もう早速、この4月から取り組んでいきたいと考えております。行財政改革をするには、機構の見直しはどうしても欠かせない問題であります。このことについては、早急に手をつけていきたいと考えてます。

○議長（亀井次男）

23番、竹本君。

○23番（竹本和泰）

再質問をさせていただきます。

新町の当面の課題は、住民主体のまちづくりを進めていく。そのためには、合併後、早期に一体化を図るということが、合併後の目指すテーマではないかと思っております。私は、町長の人事権に介入するようなことは、毛頭考えておりません。けれども、合併初期において、旧3町の住民誰もが、気軽に訪れやすい役場としていくこと、そのために、旧3町の職員を各課に配置するということも、非常に必要ではないかと思っております。有田川町全域の状況を認識している職員が、知恵を出し合い、それぞれの地域の特性を生かした行政事務を進めていくということは、非常に大事かと思っておりますので、質問させていただきました。町長も4月の異動で考えているとのことですので、期待をしておきたいと思っております。

それと、まちづくり計画についてです。

私は、今の財政状況から見て、到底これだけの事業はできないと思っております。ですから、仮に7～8割しかできなかった場合、各旧町へ配分した事業計画がアンバランスになることから、数年単位で、旧町で事業をどれだけされたかという見直しをしていくことが非常に大事だと思います。もちろん、地域審議会も設置されますけれども、10年ではなく5年という期間であります。本当にバランスのとれた地域の発展のために、見直しをやっていただくということが非常に大事だと思います。

それと3つ目の行財政の効率化についてです。

財政が合併当初から緊迫した状況であります。

交付税はもちろん10年間猶予されますけれども、当然3町が1つになるのですから、経費がいらぬわけです。3町が合併したことにより、12億円交付税が削減されるということが、県の試算でも算定されております。そこで、12億円の削減に対応しようと思ったら、旧吉備町の職員をすべて、議員さんから職員まで含めての人員費が約12億円、旧金屋町で約10億円、旧清水町で約8億円であったと思います。ですから、当然、3分の1の職員を削減したとして、やっと対応できるという状況です。

おそらく旧吉備町の職員が140～150名、旧金屋町で125～126名であったと思います。にもかかわらず、10年間で82人しか削減できない。精一杯であるとして出ているわけですから、行政において努力とすべての見直しをやっていかないと、到底、もう財政が行き詰ってしまう状況になろうと思います。

このまちづくり計画を進めるとしても、起債をどんどん増やせばできますけども、そうでなければ、到底それは無理であろうと思います。

そこら辺の見通しを立てた答弁を求めたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

まちづくり計画、10年計画ですけれども、議員おっしゃるとおり、533億円全部やるということは、非常に困難と考えてます。ただそれでもその中で、できるだけことは努力をして、やり遂げたいというのが私の考えであります。単年度ではなしに、その都度、またある程度3年ぐらいやってみて、その結果、今後の見通しなり、そういうのも示させていただきたいと思っております。

それと、行財政の改革であります。

今400名近くありますけれども、10年間で82人ぐらいを減らすのでは、足りないのではとのご指摘であります。

私の考えからすれば、もう少し減らせるかなと。合併協議会においては、3割補充で82名の結果になっています。今、400名近くある職員を、行財政、機構の改革をきちっとすれば、住民に迷惑がかからない程度で、もう少し減らせるという考えを持っています。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり、行財政改革をしっかりとやっていかないと今後有田川町が成り立っていきません。機構改革を含めて、早急に取り組んでいきたいと思っております。

ただ、役場も数少ない雇用の場所でもあるし、全然入れていかないわけにもいきません。10年間という長いスパンで考えて、82名より、もう少し多く減らせる方向で努力していきたいと思っております。

それから、この職員の配置であります。

実は職員の意見の中にもいろんな意見がありまして、旧3町の職員がもう少し交流をした方がよいとの希望も非常に強いようであります。4月の異動で、そういうことも十二分に考慮に入れた職員の異動を行っていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

23番、竹本君。

○23番（竹本和泰）

再々質問をさせていただきます。要望です。

私は、財政について特に心配をしているわけです。むやみに職員を減らしたらいいと言ってるわけではないのですけれども、直接、住民サービスへの影響が出てきますから、そこら辺は十分検討していかなければならない問題であろうと思います。

しかし、とにかく三位一体の改革で、今の交付税の削減とは別に、1つの自治体となったということで一本化算定、別の算定で交付税が12億円減るわけです。それを10年間待ってくれるだけのことであって、それからは非常に大変なことになろうと思います。それまでに、それに対応できる行財政の効率化を図っていかなければならないと思うのです。特にその辺に力を入れていかなければ、まちづくり計画ということにはならないと思いますので、その点、特に要望をしておきます。終わります。

○議長（亀井次男）

竹本君の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からでございます。

~~~~~

休憩 12時08分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 通告順6番 8番（岡 省吾） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

8番、岡君の質問を許可します。

○8番（岡 省吾）

皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、8番議員これより一般質問に入らせていただきます。昼一番ということで、昼ご飯を食べて眠いかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

質問に入らせていただく前に、町民皆様に対しまして、先の選挙でたいへんお世話になりました。有田川町議会、この壇上で発言できる機会をお与えいただきましたことを厚く感謝を申し上げます。また、議員皆様におかれましては、私、有田川町議会では一番若年でございますけれども、ご指導、ご鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

初代有田川町長にご当選されました中山町長さん、おめでとうございます。3町が合併し、1つの町になったわけでありますから抱えている問題も山積しておりますが、住みよいふるさとづくりのため、ともに手を携えて懸命に頑張る所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、新町有田川町が誕生してはや3カ月が過ぎました。まだ、旧町名が口をつい

て出てくることもございますが、時がたてば慣れてくることと思います。選挙期間中に有田川町全域を、また先の3月3日の産業建設常任委員会の視察において、町内各地を回らせていただきましたが、改めてその広さを実感した次第でございます。

広大な面積を有する有田川町において、町長は選挙中に有田川町まちづくり構想として、旧町それぞれの特色をいかしたまちづくりを推進されるとお話になられておられました。清水地域においては、高野山、温泉、自然環境を生かした観光や福祉を中心に、また林業の活性化、産業振興等々。金屋地域においては、東西南北につながる道路網を活用した農業振興、商業の活性、歴史文化の発信等々。吉備地域においては、有田地方の中心となるべく、都市基盤の構築、交通機関の整備等々を挙げておられたかと思えます。

それぞれの特色を生かしたまちづくり、私も同感であります。しかしながら、先ほど9番前議員さんの質問にもございましたが、特に清水地域においては、申すまでもなく少子高齢化に伴い、歯止めの効かない人口減少の一途をたどっておるのが現状でありまして、今までも諸先輩方、また多くの住民の皆様挙げて過疎対策、定住促進に取り組んでいただいていたまいりましたが、残念ながらなかなか効を奏しておりません。しかし、これからも過疎対策、定住促進は需要課題として引き続き強力に取り組んでいただきますようお願い申し上げる次第でございます。

これらのことを踏まえて質問に入らせていただきます。

今回は、携帯電話の不通箇所の解消についてとコミュニティーバスの運行についての質問と、過疎地における町の施策について、町長のご見解をお伺いいたします。

まずはじめに、携帯電話の不通箇所の解消についてでございます。

今や、携帯電話は生活の一部、欠かすことのできないアイテムとして、皆さんがお持ちになられていることは言うまでもありません。年々改良され、通話、メール送受信以外に、カメラ、動画撮影はもちろんのこと、情報の入手のほか、テレビまで見ることができ、小さいながら様々な多面性を持ち合わせた本当に優れたよいものでございます。私などは、携帯の電波の弱い所におりますと、感度のよい所を無意識に探してしまうほどでございます。

そんな携帯電話でございますけれども、現在、町内で感度が微弱な地区が数多くありまして、とりわけNTTドコモ、au、ボーダフォン等、数ある携帯電話会社がある中で、どの会社の携帯電話も全く飛ばないという箇所が町内に数箇所ございます。中原、川合、北野川、二澤の五郷地区、上湯川、下湯川の一部、また修理川から宇井にかけても不通地域があるとお聞きしました。若い方々にその地域に住んでいただきたいけれども、携帯電話の通話もままならない所に住んでいただけののでしょうか。私の住む粟生地区でも携帯が飛び出したのは最近のことでございます。携帯すら満足に飛ばない現状で若者に住んでくれと言えるのでしょうか。

五郷地区、上湯川、下湯川地区には清らかな川が流れ、シーズンにもなると、アマ

ゴ、鮎釣り客の方々が多くお見えになられ賑わう土地であります。また、きれいな滝のあることでも有名でありまして、まさに風光明媚なすばらしい土地であります。修理川・宇井苔間についても紀南に抜けるルートとして通行量も多うございます。町外から多くの方々がお越しになるということ、地元からの切実な陳情もあることを踏まえ、町といたしまして県に要望いただいております、また事業所の見解もございましょうが、1日も早く携帯の不通箇所を解消いただきたいと切に願うものでございます。また、幸いにも、県選出でN T T出身の世耕弘成参議院議員もおられますので、世耕先生にも強力にお力添えを賜っていただきたく存じますが、この携帯電話の不通箇所の解消について、町長はどのようにお考えかご見解をお伺いいたします。

続きまして、コミュニティーバスの運行についてお聞きいたします。この件につきましては、先の予算研究会、また住民福祉常任委員会でも取り上げられたとお聞きしており、質問が重複するかもしれませんが、お伺いいたします。

現在、清水地区では週1回程度で、住民の皆様のニーズにおこたえできるほど充実しているとは言えませんが、福祉バスを運行し、主に路線バスの運行していない地域を巡回しております。65歳以上の高齢者を診療所まで送迎していただいております。有田川町の中でも、とりわけ集落が散在している清水地区において、高齢者の方々、特に体の不自由な方々の交通手段として非常にありがたいことと思っております。

また、有田川町においても18年度より試行運行ながらも、コミュニティーバスの運行が始まるとお聞きしました。これは、お子様からご高齢者まで乗車可能で、路線バスの運行地以外を民間業者が巡回するとのことで、今まで不便を強いられていた地域の皆さんにとって、利用価値の高い交通手段になるものと思っております。

これは、私的なことでございますが、週数回、谷地区から岩野河地区まで歩いて降りてくる80歳を過ぎたご老人がおられることも私、存じあげております。特に山間地の、車に乗れない高齢者の方のご苦勞や不便さというものは、車を運転する私には想像できないほど大変なことだと、このご老人とお話するたびにいつも身につまされる思いがいたします。そういう方々のためにもコミュニティーバスの運行の意義というのは、非常に大きいわけでございます。このコミュニティーバスは、民間の業者が運行されるとのことであります。採算性を問われることもあろうかと思いますが、町の補助を注入し、乗車率が悪くても末永く運行していただきたいと願うばかりでございます。行く行くは清水地区の福祉バスも、コミュニティーバスに一元化していきたいとの見解をお聞きし、将来的に各地をバス何台で運行し、週どれぐらい巡回していく予定か、また乗客の料金設定はどう考えているのか、乗車率の悪い地域は巡回しなくなるようなことはないか、担当課長にお伺いいたします。

有田川町が誕生して、ますます過疎に拍車がかかるのではないかと心配、不安を抱いている方が、清水地区、金屋地区の山間地に多くございます。私は、有田川町発展

に地域格差が生じることがあってはならない、中心部だけが栄えるのではなく、山間地が栄えてこそ、本当の豊かなまちづくりができるものと思います。山間地の抱えている少子高齢化、若者定住促進等雇用問題、立ち遅れているインフラ整備等々、問題は山積しておりますが、最後に今後の過疎地域の対策について、町長はどのような施策をとっていかれるか。また、過疎地をどうお考えかをお伺いし、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

今度、3町が合併して、まさにたいへん広い面積を有することになりました。過疎地域というのも生まれております。合併して、それぞれの地域を生かした均衡ある発展、特に過疎地域につきましては、観光、もちろん林業、あるいは高齢化、少子高齢化対策も必要であります。過疎地域の活性化については、非常に観光が有利じゃないかという考えを持っております。特に有田地方、すべてでありますけれども、清水町には久野原、杉野原の御田舞、特にこれは国の重要無形文化財と指定もされてますし、杉野原の御田舞をするお堂、非常に立派なものがあります。二川には二川歌舞伎等々、そういった古い文化、また温泉もたくさんあるので、それらをいかして町外から多くの方々にすばらしい自然をあわせた清水地域に来ていただく。もちろん金屋地域もでありますけれども、まず観光をメインにして、過疎対策も考えていきたいと思っております。

それで、議員のご質問の携帯電話の件であります。

私も時々行かせていただくのですが、今、この世の中で、携帯電話が通じ合わないことは、非常に不便だと考えております。携帯電話の移動サービスは、利用可能な地域を拡大して、地域間の情報通信格差を解消することを目的としております。有田川町でも入らない所については、随時、国あるいは県に申請をしまして、17年度には既に沼、楠本、日物川地区がもう完成をしております。県の方に、五郷、上下湯川地区、修理川、松原地区、18年度実施の希望調査の提出をしております。ただ、移動通信用鉄塔施設整備事業は、携帯電話の事業ですので、採算性等の関係もあって、事業者の参入、携帯電話事業者の参加というのも不可欠であります。今後は、地域住民の生活向上はもちろん、これはおそらく緊急時の対応の手段となると思っておりますので、その手段を確保するために積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、コミュニティーバスの件であります。

コミュニティーバスの運行は、合併後の地域間交流を図る交通手段の一方策として重要であり、平成19年度から本格化に向けた試験運転を18年度中に実施をしたいと考えております。試験運行に当たっては、利用者の実態を把握しつつ、改善すべき

点は積極的に改善をして、利用意義の高い運行を目指す本格導入についての利用実態データを収集する必要があると考えております。現時点での試行運転の計画は、交通空白地へのサービスを大前提に、旧吉備地区1コース、旧金屋地区4コースの計5コースを考えています。月曜から金曜、週5日間運行し、1コース当たり週1日運行で午前1往復、午後1往復を計画をしております。このコースの設定は、路線バスの通らない全地域をおおむね含んでいることとなります。料金設定につきましては、ただいま検討中ですが、コミュニティーバスの終点地から目的地へ向かう路線バスへの乗り換えや、旧清水地域で並行して運行される福祉バスの料金を勘案し、利用者の負担が大きくならないよう、低額な設定が必要だと今のところ考えております。以上です。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

○企画課長（山崎正行）

町長の答弁にあまり補完することはないのですけれども、ご指名をいただきましたので。

今のところ、もちろん収益性を求めている制度ではございません。あくまで住民の方が利用されるということが大きな意義でございます。乗車率の低い部分は、この試行期間中にいろいろ改善し、また工夫しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

時間の設定につきまして、ちょっと補足させていただきます。

あくまで交通不便地を限定し、路線運行をしていない地域を運行していくということでございます。金屋地域4地域のうち、1地域につきましては、マイクロバス程度の車が通らない狭い箇所がございますので、タクシーで対応していきたいと考えております。

ほかの4地域については、バスが通行可能でございます。

それから、あくまで金屋地域の方々には、金屋口の乗車時刻で7時46分に美山線を通じて和歌山方面へ行くバスがございます。それから藤並駅の正面玄関へ。

それから、3月18日にちょうどダイヤ改正がありまして、有田鉄道も、吉備庁舎、藤並駅の東口、済生会病院と行くルートが増便されておりますので、それに連絡をとるようにもって行きたいと考えております。

まだ、コミュニティーバスと、有鉄のいわゆる一般の路線バスとの連携を今後まだ詰めていかなければならない点が残っております。料金の設定は、あくまで、地域の交通会議に諮るために検討中ございまして、今いくらかと断定して回答できない状況でございます。先ほど町長も申しましたように、できるだけ安価に、かつ利用していただけるように持っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

8番、岡君。

○8番（岡 省吾）

ただいまコミュニティーバスについて、ご見解をお聞きしたのですけれども、料金については低額を検討したいということで、なるべくそうしていただきたい。乗車率の悪い所は、今後乗客データを参考にしながら、工夫改善されていくということですが、どうしても地域別に言うと、乗車率が悪い所は必然的に出てくると思います。これは、もう乗車率が悪くても、やめるというのではなくして、何らかの形でずっと続けていっていただきたいと思います。これは、要望でございます。

それから、後からの質問にもあらうと思いますけれども、本年2月より、地域の皆さんや関係者の皆さんのご協力のおかげをもちまして、一部地域を除きインターネットの高速通信のADSLがようやく供用開始となりました。待ちわびておられた皆さんが、喜んでいただいているところでございます。

けれども、生活していく上で、携帯電話の電波もしかり、高速通信にしても、今までも奥地はずいぶんと遅れをこうむっております。人口が少ないから、過疎だからといって、不平等が生じているわけでありまして。また、これからテレビにつきましても、地上デジタル化に変わっていく方向から、過疎だからといって不平等が生じないように、町としても今後全力を注いでいただきたいと思います。要望でございますので、答弁は必要でございません。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

携帯電話につきましても、引き続き世耕先生等をお願いをして、事業者とも話し合いをしながら、できるだけ速やかに不都合地域がなくなるよう努力をしていきたいと思っております。

そして、コミュニティーバスについても、利用者が少ないのでやめるという話では決してございません。果たして少ないところへ、大型バスや20人も乗るようなバスは回せないことがあろうかと思っております。そういう所については、バスよりタクシーの方が料金が安くなれば、タクシーの運行も考えさせいただいて、とにかく過疎地域については、そういうサービスがなくならないようにだけはしたいと考えております。

○議長（亀井次男）

岡君の質問を終わります。

…………… 通告順7番 17番（坂上東洋士） ……………

○議長（亀井次男）

6番、細東君の番でございますが、欠席のため変更して、17番、坂上君の一般質問を許可いたします。

○17番（坂上東洋士）

それでは、議長のお許しを得ましたので、17番議員、ただいまより発言通告書のとおり、町長の今後の政治姿勢についてと題しまして、一般質問を行いたいと思います。

その前に、旧3町が合併しての初めての有田川町長に当選をされました中山町長さんに、改めまして心からお祝いを申し上げる次第でございます。

しかしながら、今回の選挙戦、事前の予想に反しまして、たいへん厳しい結果となりましたことは、皆さん方もご承知のとおりでございます。そこで、選挙後の議員の初会合の席で申されておりましたが、選挙結果を踏まえて、今後はおごりのない謙虚な姿勢で何事にも取り組んでまいりたいとのことでありますが、今一度、確認の意味でお伺いをいたしたいと思います。

その前に少しだけお話をさせていただきたいことがありますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

それは、先ほど佐々木裕哲君の方からも、お話がありましたとおりでございます。八代将軍徳川吉宗公は、紀州藩から将軍になられましたお方ございまして、享保の改革で目安箱などを設置して民衆の意見をよく聞いて政治に反映したことから、後の世で名君とうたわれた方でおられます。

その吉宗公が、今から約280年前、時の学者、室鳩巢（むろきゅうそう）に言わせて作らせた「六諭衍義大意（りくゆえんぎたいい）」という書物に、次のように書かれているとお聞きをしております。

それは、一つ、父母に孝順なれ。一つ、長上を恭敬せよ。一つ、郷里を和睦ならしめよ。一つ、子孫を教訓せよ。一つ、各々生理に安んぜよ。一つ、非為をなすなかれ。吉宗公は、この六カ条の教えをもって民衆の子供たちの初等教育にあたるよう指導したと伝えられております。今の言葉に置き換えますと、両親の言うことをよく聞き、年長の者をよく敬い、隣近所の方々とは仲よくし、将来ある子供たちを正しく導き、家族を養い、生活安定するために仕事によく励み、そして嘘はつかず正直に生き、間違ったことはするな、こういう6つの内容になると思うのでございます。

時代の変遷はあろうとも、人間の生業の中でいつの世でもこれらの教えは常に大切なことでございます。この教えは、子供たちに諭すことでもありますが、現代社会の大人たちも含めて、みんなで今一度考えなおしてみる必要があるのではないのでしょうか。なぜならば、子は親の背中を見て育つと昔からよく言われております。将来を担う人間性豊かな人材を育成するための教育の真髄は、この「六諭衍義大意」にあると私は考えております。

おこがましくもこのようなことを申し上げるのは、今後町長がたくましい産業のまちづくりや、思いやりのある福祉のまちづくり、そして、健康のまちづくりなど、みんなで築く活気あるまちづくりをなされるためにも、これらのことを精神的な支柱と

して、何事も全力で取り組んでもらいたいとの思いからであります。

また、徳川幕府江戸後期の時代、米沢藩の財政改革をして成功されました、かの有名な上杉鷹山の言葉「為せば成る、為さねば成らぬ、何事も。成らぬは人の為さぬなりけり」のとおり、勇気と、どうかファイトをもって何事にも頑張ってくださいことを、切にご期待申し上げる次第でございます。

そこで、次の点に絞ってお伺いをいたします。

まず第1に、誰にでも公平で偏りのない町政の実現でございます。簡単な言葉でわかりやすく言えば、えこひいきのない町政の実現であります。

2つ目には、おごりのない謙虚な町政の実現でございます。

3つ目は、権力をかさにきることなく、常識と人間性豊かな町政の実現であります。これまた、わかりやすく言えば、常に相手の立場を尊重して事にあたることであり、物事を成すにあたってはみんなの協力と支援があればこそ成せるものでありまして、人の和というのが本当に大切であります。いたけだかに上から物を申すという、そういう姿勢ではなくて、そういう姿勢であればただ反発を招くだけでございまして、事を成すことはできないものと私は考えております。そして、他人の意見によく耳を傾けることが大事であります。

4つ目は、弱い立場におられる方々に対する思いやりや温もりある人間味あふれる町政の実現でございます。お年寄りや何らかの障害を持つ方々には、誰でもお役に立つことがあれば、手を差し伸べて人間としてそれを助けることは当然の義務でございますし、責務であると思っております。基本的人権の尊重、名実ともに共有できる新生有田川町にしていきたいと思うからでございます。これまた、わかりやすく言えば、弱い者いじめをしない町にぜひともしたいと思うからでございます。

最後に5つ目は、金権とは無縁な町政の実現であります。最近の新聞やテレビの報道を見ておきますと、あちこちで金権にまつわるでき事が日常茶飯事のごとく出ております。町民の側から申しますと、もしそういうことが起こりますと、たいへん屈辱的でございます。いてもたってもおられない心境に陥るものでございます。町長は、町民の側から見ますと、先ほども誰かが申されましたが、親であり、兄弟姉妹の長兄にあたる立場におられる方と言っても過言ではないと私は考えるのでございます。

以上、5つの基本的な姿勢について、この際、町長の考えをお伺い申し上げますので、どうか誠意あるご答弁を賜りたいと思います。

よろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上議員さんにお答えをしたいと思います。

吉宗の教えをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

先の選挙は、議員おっしゃるとおり、私にとりましてもたいへん厳しい選挙でございました。332票差、本当に厳しい選挙でありました。このことを真摯に踏まえて、これからの行政にあたっていきたいと思っております。

議員仰せのとおり、公平で偏らない町政、おごりのない町政、権力をかさに着ない町政、弱い立場の方に思いやり温もりのある町政、金権に頼らない町政、この5つをご提言いただきました。まさに、町行政を担当するものにとって、これは当たり前のことでありまして、私に反対票を投じた方々の意見も今後十二分に参考にしながら、さらに身を引き締めて今後の町政運営に当たってきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

坂上君の質問を終わります。

…………… 通告順8番 1番（尾上武男） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、一番、尾上君の質問を許可します。

○1番（尾上武男）

議長の許可を得ましたので、2点質問をさせていただきます。

まず第1点に、二川ダムと有田川の災害対策についてであります。

このことについては、先の吉備町議会でも質問をいたしました。二川ダムと有田川は、3町合併しても一番大事なものであると思っておりますので、改めて質問をいたします。

まず、二川ダムは洪水対策等利水を目的にしたダムであり、完成してから約40年経っております。ダムには予定以上の60%の土砂が堆積し、砂防の目的をなくしているのではと思われま。近い将来、東南海、南海地震が予想されており、県では海岸の津波に対して防災計画をなされておりますが、山津波の方は1つも計画されておられません。ダムを持つ町の一人としてたいへん心配しているところであります。山津波による災害を考えますと、流域住民のことを、なお一層心配するものであります。特に、二川ダムの右岸側がミカブ破碎帯という地層であり、地震が起これば一番危険である、そう考えております。また、県はダムは壊れないと言ってありますが、ダムとて人間が作ったものであり完全なものではありません。

そこで、町長にお伺いします。

このような災害が起こった場合、流域住民にどのような方法で避難対策を知らせるのか、お伺いします。

次に、有田川に堆積している土砂の問題であります。

本年度に県が、宮原井堰から田殿橋までを改修する計画がされておりますが、これとて土砂を取るのではなく両岸に積み上げるだけで、大水になったときには、水の流

れる量はひとつも変わらないと思います。今後、有田川に堆積している土砂の採取について、町長はどのように考えているのかをお伺いします。

次に、通学路の整備と防犯灯の増設についてであります。

昨年より全国で児童に対する犯罪が多く発生しており、我が町でも不審者が出ると聞いております。そこで、児童生徒の通学路に防犯灯の増設ができないものか。中学生や児童がクラブ活動を遅くまで行い、暗くなって帰る子供たちが、特に多くあります。犯罪が起こる可能性もありますので、町の管理のもとで増設する気持ちはないのか。

また、通学路の整備についてであります。

特に天満地区の松下内科から、高速南インターまでの間は特に危険に思われます。側溝を整備して、歩道にできないものかをお伺いします。

また、教育委員会として、どのような対応を考えているのか、あわせてお伺いをします。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

尾上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ダムと有田川については、尾上議員さんも毎回毎回ご熱心にご質問をいただいておりますけれども、実際、土砂の堆積については、いまだ手付かずであります。

まず、ダムの問題であります。

ダムの機能がなくなったときの対策は、今のところ立てておりません。

このダムの耐震性については、前回もご答弁させていただいたと思います。

阪神淡路大震災を受け、当時の建設庁が設置したダムの耐震性に関する評価検討委員会において、耐震性の照査が行われました。振動法で設計されたダムは、十分な耐震性を有していると結果が出ております。聞くところによりますと、十分な耐震性というのは阪神淡路大震災の震度でも和歌山県下のダムは耐えうるという報告をいただいております。国民保護計画に基づく緊急対策時において、ダムの崩壊が想定されていることから、武力攻撃によりダム機能を失う場合、今後、県といろんな協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、耐震については、県の結果がそういうことで阪神淡路大震災に匹敵するような震度でももつという県の結果報告をいただいております。

議員ご指摘のとおり、ダムは、かなり築何十年か経って、土砂で埋まってる聞いてます。去年、おとしあたりまで、本当にもう毎年2年か3年周期くらいで有田川が張り渡して、しかも危険水位を突破する大水に見舞われてます。それで、たまたま去年度、発電事業を関西電力に売却することになりました。その条件として、ダムま

で売却するのではなしに、ダム管理については県当局で、今まで企業局やっていたのですけれども、企業局が県で廃止になりまして、今は河川課であります。ここできちっと管理をしてほしいということをお願いしました。

それと同時に、ダムの常時水位も下げさせております。またその中でも、6月と9月の雨の多い時期には、水位をさらに下げさせております。

また、予備放水については、今までは確か1時間に150ミリ降れば予備放水を始めたのですけれども、早く予備放水をするように基準の設定をしていただいております。その結果かどうかはわかりませんが、去年6月、龍神あるいは護摩壇あたりで、かなり大量の雨が降った。実はそのときも、川の増水というのは、有田川の下で、あんまり今までみたいに張り渡すことはなかった。それもそういう関係からきているのかと思っております。

ただ、災害というのは、いつどんな規模で起こるかわかりませんし、災害だけは、人類ではどうしても対応できない部分ではあります。今後さらにそういうことも想定しながら、逐次住民と相談しながらいろんな方法を立てていきたいと思っております。

それともう1つ、有田川の土砂の堆積でありますけれども、これも毎年、県議会の方でも県議会議員の方々がご質問をされて、何とか堆積土を取り除いてほしいという要望をしていますが、県が調査しても、なかなか結果は、堆積面積は全然変わってませんという報告しかいただけません。ただ、この堆積土を、町単独で取るとなれば、莫大な費用もかかるし、県の河川を町が果たして勝手にさわられるものか。

またもう1つ、ここに大きな水利権、漁業権というのがあります。ここの絡みも非常に難しいと聞いてます。今回も高速のピーヤについても、鮎の組合ももちろんあるし、青のりの組合、それとさらに海のしらすの組合、ここら辺とも交渉して、いくらか補償金を出して今のピーヤを着工したと聞いております。そして、今度の高速関係で両方へ土砂をあげるという件についても、まだ漁業組合とは話がついてない段階であります。これは、高速をつける条件でありますので、もうぜひ漁業権がどうであろうと、これは予定どおりやっただけのものと思っております。

もう1個、防犯灯の件、松源から田殿の農協までの防犯灯の件ですけれども、松源から親田橋の間には、確か6カ所だと思っておりますけれども、設置してあります。そこから北についても、幹線道路だからつけるというのではなしに、通学道路ということで、徐々に親田橋から田殿農協までの間、設置をしていきたいと思っております。

それともう1つ、歩道についてでありますけれども、松下から南インターまでの間は、もう19年度ぐらいから、実は一部ですけど、バイパスの工事にずっとかかっています。それで、おそらく今の天満川の合流地点あたりからは、歩道もしっかりしたものがつくと思います。それで、今のバイパスから松下内科の間につきましては、グリーンベルトと言いますか、ここは子供たちが通る道ですとわかるように、早急に処置をしていきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

教育委員長、鈴間君。

○教育委員長（鈴間 稔）

尾上議員さんの質問にお答えさせていただきます。

子供の安全を守るためには、通学道路の整備と防犯灯の増設が本当に大事だと思います。このことにつきましては、町長さんの答弁にもございました。教育委員会といたしましては、教育委員会のみで対応というのは、非常に難しいことですので、今後は関係課と相談をして、協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

今、町長に答弁していただいたので、ほとんど了解するのですが、もし、ダムの上流で地すべりが起これば、ダムをオーバーをして出てくる水は、本当に予想以上のものだと思うのです。二川から下流は、ほとんど壊滅状態にはなるのではないかと。そのためにも、もっと町としてシミュレーションをする気はないのかどうか、その点をお伺ひします。

防犯灯については、今、町長の答弁いただきました。

旧吉備町では、そういう格好で解決できますけれども、旧金屋町や旧清水町にもそういう通学路の危険な所が多々あると思うので、今後、町としての考えを再度お聞きしたいと思います。また、この18年度、県がインターの近くを工事するという予定がありますけれども、そのためには通学路、あそこを120名から130名の子供が通り、工事中にはたいへん危険ではないかと思うので、その通学路の変更とかそういうのも考えていかなければならないと思うのです。そういう面もあわせて再度お答えをお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君

○町長（中山正隆）

ダムの崩壊についてのシミュレーションは、申し訳ないのですが、町としては全くやっております。ただ、災害というのは、どんな大きな災害が起こるかわからないので、いっぺん今後、そのダムのことについても、一回、研究をさせていただきたいと思います。

それから、工事中の通学路については、もちろん安全を万全に確保できるような態勢をとって工事をやってもらうようにしていきたいと思います。

それと、防犯灯についても、まさに均衡ある町政ということで、金屋、清水地区におきましても、もし通学道路で暗い所があれば、ご要望いただければ、検討させてい

ただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

町長の答弁でほとんど私の質問の回答になると思うのですが、やはり子供は有田川町の財産でありますので、犯罪に遭わないような町行政を行ってほしい、そう要望します。

○議長（亀井次男）

尾上君の質問を終わります。

…………… 通告順9番 5番（東 武史） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、5番、東君の一般質問を許可いたします。

○5番（東 武史）

こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

私が取り上げたいのは、まず、新町の歌とマスコットということと、2番目に、ネーミングライツを導入してはどうかということと、3番目に、少子化・若者定住対策について、4番目は、仮称ふるさと支援条例について発言をさせていただきたいと思います。

まず、1番の新町の歌とマスコットについて、話をさせてもらいたいと思います。

3町が合併しまして、新町有田川町が発足いたしました。なるべく早く住民の一体感を生み出すために、今現在、新町の標記等が募集されておりますが、同様に町の歌、旧金屋町の方でもマスコットはありましたが、そういうのを住民から募集してはどうかと思います。

まず、そのことを提案しておきたいと思います。

2番目に、ネーミングライツということです。

先ほども、ほかの議員さんの話の中から、各自治体の財政的な問題が取り上げられてる。各自治体では、財政状況が厳しい中で、収入を何とかして確保していきたい。そういう方法として、ネーミングライツというのがあります。これは、施設命名権、いわゆるスタジアムとかアリーナ等のスポーツ施設や文化ホールなどの文化施設に、企業名もしくはブランド名を愛称・通称をつける権利であり、公共性の高い施設における安定運営に寄与する重要な手法と言われております。また、企業名の宣伝やブランド価値向上に寄与する広告・PR等の手法でもあります。

例えば、皆様ご存知と思いますが、大阪ドームですが、この4月1日より2011年までの約5年間の契約で、京セラドームという名前に変わります。また、近い所

で申しますと、日高町の多目的グラウンドにもこのネーミングライツ、施設命名権というのが導入されました。現時点では、まだ詳細はわかっておりません。決定のところまでは聞いておりませんが、そういうのをやってみようかということとされてます。さらには、和歌山県で言いますと県民の友で知られております和歌山県の広報誌であります。これも広告業者、広告主を募集ということで、3月ぐらいまでに、2月だったかな、募集がありました。

このように、新町になった我が町においても、ネーミングライツというのを導入してみる価値があると思うのですが、町長の見解を求めます。

続いて、少子化・若者定住対策についてであります。

国でも、最近になってようやく取り組みはじめた少子化の問題。国は、4月から児童手当の支給条件年齢を現在の小学校3年生から6年生まで引き上げようかと、うれしい話を言ってくれています。

ところで、有田川町の平成16年度3月末の新生児、生まれた方の人数が226名です。内、旧吉備で168名、旧金屋で45名、旧清水で20名となっております。平成17年の3月現在では、223名。内訳は、もう省きます。10年前の資料としまして、平成8年3月では、287人。5年前は、252人。現時点でも既に、平成17年度の末で切ったとしても、64名減になっている。さらに、この先の状況も考えますと、200人いくか、いかないかというような出生数となっております。ほかの議員さんからも一般質問であがってきておりますように、少子化対策に早急に手をうっていかねばいけないと私も思っております。

しかしながら、合併に伴って、3町の整合性もしくは財政面の問題からか、旧清水町で実施されていた結婚祝い金や出産祝い金等が廃止され、現時点では、旧金屋町の第3子からの出産祝い金のみが残された形となっております。

全国的に見てみますと、今年の4月から東京都千代田区では全国に先駆け、妊娠5カ月目から18歳までを対象に、国の児童手当より手厚い次世代育成手当を支給すると発表しております。小学1年生から6年生については、今後、国が引き上げようとしている予算に、区の予算で上乘せの形で1,000円を乗せて6,000円にするほか、所得制限というのをも全面的に撤廃します。手当は、妊娠5カ月目から支給し始め、第2子では一人当たり月額5,000円、第3子以降は1万円を支給します。

他府県の自治体でも、若者定住促進の一環等で苦慮されておまして、上記の結婚祝い金をはじめ、乳幼児医療費補助制度などが見直されてる現状であります。現在、我が町では、乳幼児医療費補助は3歳までとなっておりますが、多くの自治体での取り組みでも、例えば港区、台東区では15歳までになっております。品川、目黒で12歳、世田谷区では9歳となっております。

このように、少子化対策・若者定住対策に十分な対策が講じられてきたというのは、我が町においては言いがたいのではないかと考えております。もちろん、金銭面だけ

では少子化対策・若者定住対策になるとは、私も思っておりません。子育てのための環境整備も合わせて重要な課題になってくると思っております。例えば、仕事を持っていないと保育所に入れない、そういう問題もあります。仕事を探している間に子供を預かっていただけなのか、仕事をしているときに子供を預かってもらえるのか、そういう問題も含めてこれから十分取り組んでいかなかったら、この少子化対策というのはやっていけないと思います。

最後に、仮称ふるさと支援条例についてです。

平成16年9月北海道ニセコ町では、住民主体のまちづくりを進めるために、町内外の幅広い多様な参加と情報の共有化を図り、そのふるさとづくりに対する思い（寄付）を社会的投資として受け付け、よりよい環境や次世代につながる社会的基盤を整備することを目的としたふるさと寄付条例を制定しております。内容は、森林資源の維持・保全・整備事業（例えば植林など）・自然エネルギー・省エネルギー設備整備事業、記念館特別展の開催事業、環境保全及び景観維持再生事業・コミュニティ推進事業（集落再編自治活動強化）の5つの事業を行っております。内訳として、平成18年2月24日現在で52件の寄付がありまして、うち町内8件、町外は44件、計150万5,000円の寄付が集まっております。我が町でもこのような試みをするべきであると思うのですが、町長の答弁を求めます。

以上、質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

東議員のご質問にお答えをしたいと思います。

町の歌及びマスコットの募集について、貴重な提言どうもありがとうございます。旧金屋町では作成していたらしいんですけども、旧吉備、旧清水では作成しておりませんでした。旧金屋町のお話を聞きますと、マスコットについてはあんまり活用できてなかったと聞いております。このことについては、今後、町民のニーズの高まりとともに、作成すればよいのではないかと考えます。その方向で歌とあわせて検討させていただきたいと思っております。

それから、ネーミングライツの導入についてであります。

公共の施設でも果たしてできるかと県にお伺いをしましたところ、全然大丈夫だ、何の障害もないとクリアできたのですけれども、何せ役場というのは公共性があります。今後、ネーミングライツの導入は、検討を重ねる必要があると考えてます。

議員は日高町の多目的施設とおっしゃったのですけれども、これは日高町のものではなくて、財団法人の県体育協会の施設であります。ここでネーミングライツの募集をしたそうでもありますけれども、応募はゼロであったと聞いてます。今後、厳しい財政の中で、そういう多額のスポンサーが果たして現れるのかどうか、これも慎重に検討

させていただきたいと思います。

それと以前、旧吉備の広報誌にも、企業の広告を1年契約で載せたらどうかという試みもありましたけれども、断念したという経過がございます。今後、広報誌の掲載についても、一度考えていきたいと思っています。

それから、少子化・若者定住対策についてであります。

議員ご指摘のとおり、結婚祝い金5万円は、合併と同時に廃止をさせていただいております。また、出産祝い金につきましても、第1子及び第2子については廃止。第3子以降については30万円を支給させていただこうと決定をしております。ただ、お金を出したら産んでくれるかという問題じゃなくて、過疎の地域についてはいろいろな方策を講じながら、いかに若者に住んでもらえるかが、まず大きな問題であります。申し上げたとおり、過疎の地域にはいろいろな自然、文化、歴史、温泉があります。できるだけ活性化をさせて、若者に多く住んでいただけるような方向で進めていくのが本当じゃなかろうかと考えてます。

また、ふるさと支援条例、これも非常に結構な案でございます。それも皆さん方とともに検討しながら考えていきたいと思っています。

それから、少子化問題についてであります。

和歌山県では、乳幼児医療について、子育てにかかる家庭の負担を軽減し、少子化に歯止めをかけるのが狙いで、乳幼児の通院医療費の助成の対象年齢を3歳から6歳までに今回上げることになりました。これまでの乳幼児の医療保険の対象は、通院が3歳未満、入院が義務教育直前だったのが、いずれも義務教育就学前までに拡大をすることになってます。県と市町村でそれぞれ2分の1の分担で、本年10月から実施するものであります。本町も県の実施にあわせて実施をしてみたいと考えております。

また、子育てのための環境整備や仕事を探している間の子供の一時預かりなどのことであります。

保育所については、基本的には基準以内であれば、家庭の事情等により対応できることもありますので、ご相談をさせていただきたいと思っています。

また、今年度の7月からシルバー人材センターが法人化をして、子育ての支援事業にも取り組んでくれると聞いてます。このシルバーの方ともご相談をしながら、これからの計画をしてくれています。1時間から1日を単位とした預かり、それから放課後の預かり、家庭へ出向いての預かりなど、計画をしてくれているそうであります。今後、シルバーの方とも具体的に、お話し合いをしたいと思っています。子育て支援については、町といたしましてもいろいろな機関と相談をしながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（亀井次男）

もう時間ないけど、要望があったら許可します。

○5番（東 武史）

お時間をいただきました。

3点、ネーミングライツ導入のこと、少子化の問題、ふるさと支援条例のところ
です。

まず、ネーミングライツの件ですが、確かに日高町の方は募集がなかったと。ただ
し、それに応募がなかったのは、うちがこんなのやっていますよという広報活動をほと
んどやってなかったために起こった事例であります。

だから、私の考えとしては、名前をつけてもらって、町にお金が入ってくるのであ
れば、公共性が高いとかそういう問題ではなくて、財政的に問題なのだったら導入す
べきではないかということを考えております。

3番の少子化・若者定住対策についても、先ほども述べましたように、お金を入れた
からとたくさん若者が入ってくるわけではないと思っております。インターネット
を調べますと、主婦が書いた「住みやすい町はどこやねん」というホームページまで
できているのが現状です。住民、若い人にとっては、お金だけとはもちろん違うけれ
ども、お金も大事だし、生活していくのが大変なので、お金も大事だし、環境の整備
も大事だということ認識していただきたいと思っております。

最後に仮称ふるさと支援条例については、北海道のニセコ町のホームページがござ
いまして、そこに条例などすべて手にはいるようになっております。必ず参照してい
ただきたいと思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ネーミングライツについても、もう一回検討させていただいて、何かできるよい方
法はないかを検討したいと思っております。

それから、ふるさと支援条例についても、議員ご指摘のとおり、ニセコ町のホーム
ページを見させていただいて、どういう条例であるのか、研究をさせていただきたい
と思っております。

また、子育て支援につきましても、本当に若者が定住できるような環境づくりに、
まず過疎地域をそういう環境づくりのために一生懸命にやっていきたいと考えてます。

○議長（亀井次男）

5番、東君の質問を終わります。

…………… 通告順10番 3番（堀江眞智子） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、3番、堀江君の質問を許可いたします。

○3番（堀江眞智子）

議長のご許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず最初に、先の選挙で皆さんからたくさんのご支持をいただきました。またこれからも、女性の代表として、また弱い立場の方の先頭に立って、また住民の皆さんの先頭に立って頑張っていきたいと思っております。

それでは質問を始めさせていただきます。

まず最初に、介護保険について質問をさせていただきます。

先にお願いをしていました順番ではありません。また、質問の内容も少し増えていると思いますので、答弁できない分は後ほど資料として出していただければ結構ですので、よろしくお願いたします。

4月から介護保険制度が大きく変わることになります。

第1に、市町村が実施主体となり地域包括支援センターを設置し、地域支援事業の中の包括的支援事業などを担当する。それ以外にも、地域包括支援センターの抱える役割は、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族への総合的な相談や支援活動、また高齢者への虐待の防止、早期発見などの権利養護事業、支援困難なケースへの対応など多くの大事な役割があります。

また第2には、介護度のうち、現在の要支援2に2つのランクを設け、要支援1、要支援2とするなど新たな区分けをし、介護度が軽度の高齢者には介護報酬の低い新予防給付事業を行い、現在の介護給付事業と区分けをしていくとなっております。

また第3点目には、判定で非該当と自立とされた皆さんへのサービスは、老人保健事業、介護予防、地域ささえあい事業、在宅支援センター運営事業として公費で行われてきましたが、これからは、介護保険に地域支援事業として再編されることとなります。財源負担は、介護保険特別会計で出していく。また、事業主体は市町村となり、メニュー、本人負担額ともに市町村で決定することとなります。

第4には、保険料の設定方法が、現在の第2段階が2つに細分化され、新第2段階と新第3段階とされること。また、基準額は第4段階となり、少なくとも5段階から6段階へと増えることになり、課税層の新5段階以上の人たちには、自由に段階を設けることができるようになることと同時に、保険料段階ごとの負担率を自由に設定できるようになります。2006年から向こう3年間の保険料額が見直される。現在の基準額は、全国平均で3,293円ですが、4月の改正では、国の試算で2割程度の値上げが見込まれ、月4,000円程度となると思われます。ただし、介護サービスの需要が多く、費用がかかる市町村では保険料額は高くなります。また、高齢者に対する税制改正の影響では、平成16年度税制改正で、所得税の公的年金等控除の縮小で140万から120万円や、所得税の高齢者控除の廃止が決まりました。また、平成17年度税制改正では、住民税の非課税限度額の廃止、65歳では125万円までの住民税非課税が廃止されます。2年の経過措置があります。また、定率減税が反映されることとなります。この影響で2006年度の住民税では、この4つが同時に

行われ、国保税、介護保険料などへ影響することから、厚生労働省が昨年9月に出した大まかな試算でも高齢者本人が新たに課税になり、保険料の段階が上昇する場合14.9%、また世帯が新たに課税世帯となり保険料の段階が上昇する場合1.2%、合計すると16.1%、約6人に1人が保険料の段階がアップする。2段階以上上がる人もいるということとなります。もう1つ、さらに10月からは、遺族年金、障害者年金受給者からも天引きの徴収が始まります。

また5番目には、第3期介護保険事業計画、地域保健計画が策定され、その中で上記についての具体策が記載されているはずですが、このことについても提出をお願いしたいと思います。

このように、改正については受け留めておりますが、このことを踏まえていただいて、ここで伺いをさせていただきます。

1つ目には、1番の不安は、利用料が自分にとってどのように変わるのか、値上げされることがないのかをお聞きします。

また2番目には、利用者や保険料納付者にとって具体的にどのように変わるのかなどを、どのように知らせてきたのか、また、これからどのように知らせていくのか。

また第3には、これまで補助金で行われていた事業が、市町村が実施主体となって新たに地域支援事業として再編される中で、予算では一般高齢者への筋力トレーニング事業等として766万6,000円の委託料が組まれております。これまでとどう変わるのか、また、これまで各町で取り組んでいたメニューが減っていることはないのかをお聞きいたします。

そして4番目には、保険料の細分化をし、高額所得者から保険料を取る手立てを考えているのか。また、一度に2段階アップする方も出てくると考えられることから、試算を出すことや低所得者に対する手立て、また、町独自の減免制度の取り組みなどを考えなければならないのではないのでしょうか。

5番目に、包括支援センターの態勢はどのようになっているのか。十分な人員配置はもう既にできているのか。

6番目に、新予防給付にあたる要支援2、要介護1の人はいったい何人くらいなのか教えていただきたいと思います。

次に、ごみ問題について質問をさせていただきます。

プラスチックなど資源ごみの収集回数を増やすことができないのかを先にお尋ねいたします。

現在の回収は月2回となっておりますが、これは旧吉備の場合も旧他町の場合も同じだと思います。プラスチック容器を使った商品の増加やごみの分別収集が徹底されてきたことなどから、家庭でのプラスチックごみがたいへん増えてきております。また、このごみはたいへんかさばります。私は、今日はごみの当番だったのですけれども、ごみ置き場から毎回あふれ出さんばかりのプラスチックごみが出ております。2週間

も家庭で保管しておくには困難が生じてきていると思われます。町民の皆さんと話をすると、何とか収集回数を増やしてほしいという声を以前からよく聞いております。プラスチックごみの回収を週1回に増やすことは、何か困難があるのでしょうか。特別問題がないのであれば、早急にプラスチックごみの回収を、週1回に増やしていただけるようお願いをいたします。

また、次に町としてのごみ減量化推進方針の策定について、お尋ねをいたします。

このように、皆さんのお家にもあると思うのですが、今年1月にごみ袋が5種類となりました。家にストックしておくだけでもすごく大変なことです。今までは、この2種類だけで済んでおりました。袋の表もそのまま置いておくと、中の袋はどれなのか、字の感じもほとんど見分けがつかなく、高齢者の方になると本当に大変だと思います。1種類1つとして、これだけの量ですから、大・中・小を合わせますと、もっと大きなかさになってくると思われます。このことは、住民の皆さん、特に家庭でごみの分別にご苦労をされている町民の皆さんにとっては、本当に大変な状況になっております。

例えば、コーヒーのミルク容器のふたを外し、容器を洗い、水を切ってプラスチックごみの袋の中へ入れるという徹底した分別をしておられる奥さんに、この間お伺いいたしました。今までなら、資源ごみ、燃えないごみ兼用袋1種類を5袋利用し分別してきたので、いちいち、どの袋かと選ばなくてもよかったですし、買い置きしたごみ袋の置き場所も、そんなにかさばらなくて済みました。けれども、1月から4種類の袋になったことで、ごみを出す前に袋を準備し分別することになりました。また、実際にごみを出したことのない方にとっては、そんなに面倒くさいことをするのかと考えられると思われますが、主婦は毎日こんなことをやっているわけです。

また、小売店でも、今までなら2種類の袋のスペースで済んだ売り場が5種類になったものですから、袋を買いに行ったけれども、欲しい袋を置いていなかったという話なども最近お聞きしました。売り場面積を多くとらなくてはならなくて、業者の方も困っているという話を聞きました。高齢者の方にとっては、せっかく慣れてきた分別が、袋が増えたことで余計にややこしくなっているという話をお聞きいたします。要するに、町としてよかれと考えて、分別を進ませるということで5種類の袋にしたことが、住民の中では理解と納得が得られていないのではないのでしょうか。

私は、ごみの減量化を進めるためには、実際にごみの分別で苦労されている町民の皆さんの声をしっかりと受け止め、行政と共同した活動が何より重要だと考えております。ごみ問題は、一朝一夕で進む問題ではありません。それだけに、これから1年後というぐらい十分時間をとって、早ければ早いに越したことはありませんが、町としてのごみ減量化推進方針及びその具体的な取り組み方法について、幅広い町民の皆さんで構成されたプロジェクトチームのようなものを組織し、推進計画論を策定し、各字別単位ぐらいに町民の皆さんにお集まりをいただき、具体的な活動方向について

協議していくということはどうかということをご提案したいと思っております。

このことは、一見、たいへん時間がかかるように見えますが、結果的には住民の理解と納得が得られ、住民が主体となってごみの減量化に取り組んでいくまちづくりにつながると確信しております。以前、旧吉備町では、ごみの袋が導入される際には、こういう手法を使ったと思われまして、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

3番目に、障害者福祉について、質問をさせていただきます。

政府は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとしてこの法律を提案しました。けれども、障害者とその家族に大幅な負担増をし、障害が重く制度を利用することが多い人ほど負担が大きくなるという応益負担の導入に、障害者団体などからは、自立支援どころか自立を妨げ、生きる権利を奪うと強い反対の声があがりました。戦後最悪とも言われるその法律の提案から半年の間に、全国各地で10万人を超える人たちの集会やデモ、国会前での座り込みの行動が起こり、一度は廃案に追い込みましたが、政府与党は特別国会に再提出し、強行成立を図りました。

障害者自立支援法の特徴は、1. 利用者負担を応能負担から応益負担にする、2. 障害種別の利用額の制限緩和、3. 通所施設などの設置主体の規制緩和、4. 施策の提供主体を市町村単位にする、5. 利用できる事業、給付金額、利用料を決める障害程度区分の導入、6. 障害者福祉事業の再編、7. 利用計画を作成する、相談支援事業制度の導入、などです。

自立支援給付には、介護保険、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業がありますが、実施主体は市町村となります。このことを皆さんに知っていただき、質問をさせていただきます。

1番目に、サービス利用料が1割負担になることによって、サービスを受けたくても受けられなくなる方がでてこないのか、どう対応するのか。また、低所得者対策をどのように考えているのか。考えているのなら、わかりやすく説明をしてください。

2番目に、精神通院医療費は、現在の有田川町での人数と金額を教えてください。病院に行って薬を調合してもらうなど、そのことが体調を左右するので、自治体負担の検討を前向きに考えていただきたい。

3番目に、県の指導では小規模作業所は3月末までにNPO法人の取得を進めてきたようですが、有田川町では法人でない作業所はあるのか。また、あるのであれば今後どのように対応していくのか。そのことについて、質問をさせていただきます。

これで、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ただ若干、私ではわからないところがありますので、課長に補足説明で詳しく説明

をさせます。

まず、堀江議員さんのご質問のうち、介護保険について今回の改正でどのように変わるのか、地域支援事業の中身についてメニューが減っていないか、利用料がどう変わるのか、値上げの心配はないのか、一般高齢者への筋力トレーニング事業等として800万円近く委託料として計上させているが、これまでとどう変わるのか、というご質問についてです。

まず、現行から変わった点につきましては、現行の要介護1に該当されている方については、認知症や身体機能の程度をもとに利用介護1と要支援2に区分けされます。これによって、現行の要支援が要支援1となります。要支援1と要支援2と判断された方については、介護予防サービスを利用していただくことになります。今回の改正のポイントといたしましては、予防重視型システムへの転換、予防事業などの新たなサービス体系の確立、地域における総合的な相談窓口、介護予防のためのケアマネージメントなど地域における包括的、継続的な支援を行う地域包括支援センターの立ち上げなどであります。

次に、地域支援事業の中身のメニューが減らないのかとのご質問でございます。

地域支援事業は、今回の改正により創設される事業であります。これまでの高齢者施策については、介護保険とは別の、地域ささえあい事業の中で事業を展開してまいりました。今回の改正により、そのうちのいくつかの事業は地域支援事業に移行されるわけですが、平成18年度において、町として実施できる事業費が介護保険給付費の2%以内といった制限もございます。また、今回の改正により、2%のうちの1.5%により利用者の方々のケアマネージメントを行い、包括的に支えていくための地域包括支援センターの立ち上げ、任意事業による紙おむつの支給、家族介護医療事業、住宅改修事業などの実施に取り組むなどの計画としてございます。

次に利用料であります。

地域支援事業の実施については、現在のところ、利用料の徴収は予定いたしてございません。しかし、筋力トレーニング事業については、事業開始に伴い、従来負担していただいております医師の可否判定料、傷害保険への加入料などについては自己負担をしていただくことになります。一般高齢者の筋肉トレーニングについては、2%のうちの0.5%の事業費約800万円の予算を計上してございますが、社会福祉協議会に委託し、計画といたしましては、特定高齢者と一般高齢者に振り分け、参加者に適した運動事業を展開する介護予防事業に取り組みたいと思っております。なお、特定高齢者の把握については、対象者をおおむね高齢者人口の5%としてございます。40歳以上を対象とした基本検診時において、65歳以上の受診者に1人で電車に乗れるか、買い物ができるかなど生活機能評価に関して検査項目を追加いたします。さらに、民生委員さん、保健師さんにおいての訪問調査なども予定しております。

次に、ごみ袋と収集についてであります。

ご質問のごみ袋を5種類とした経過でありますけれども、旧吉備町では、燃えるごみ専用袋と資源ごみ、燃えないごみ兼用の2種類。旧金屋町では、燃えるごみ専用袋と資源ごみ専用袋の2種類。旧清水町では、燃えるごみ専用袋、燃えないごみ専用袋、プラスチック専用袋、アルミ缶専用袋、スチール缶専用袋、ペットボトル専用袋、ビン専用袋の7種類の指定ごみ袋としてございました。旧3町で調整いたしまして、燃えるごみ専用袋については、旧3町とも使用しております。サイズについては、旧清水町では1種類しかなかったのですけれども、大・中・小の3種類といたしました。資源ごみと燃えないごみ袋については、旧吉備町においては、兼用の袋としておりましたが、資源ごみと燃えないごみとの混入を避けるため、燃えないごみ専用の袋を作りました。プラスチック専用袋については、旧清水町では既に使用されており、さらに4月からプラスチック収集所が稼働されたことから、プラスチックごみの分別を徹底する意味においても、専用の袋を作ることが望ましいと思っています。アルミ缶とスチール缶及びペットボトルについては、旧清水町においては、それぞれの専用袋がありましたけれども、ほかの2町にはなかったため、兼用の袋で対応させていただいております。ビンについては、重くなることもあり、厚手の袋を専用袋といたしました。

議員ご質問のように、混乱もあろうかと思っております。袋を間違え、専用の袋でなくても中身が混合されていない場合には、収集運搬するように受託業者に指導しております。分別を正しくやっていただくため、例えば生活改善友の会などの会議にあわせた検討会や説明会には、ぜひ参加をさせていただき、ごみの減量、分別などに協力を求め、その中でご意見をいただきましたことについても、検討していきたいと考えております。

次に、ご質問のプラスチック収集回数であります。

吉備地区、特に藤並地区にごみが多いことについては、認識をしております。全町での収集回数の見直しなどを検討してまいりたいと思っています。とにかく、このごみ問題については非常にお金もかかっていますし、これからも徹底分別をやる以外に減量作戦はできないと考えています。今、あの巨大な横浜市でも、16種類に分別しております。これも、初めは市民の方にたいへん不評というか、そんなことできるんかという話でありまして、そしたら、もうそれでいいから税金上げさせてもらう、どっちにしますかと言ったら、やっぱり分けさせていただくということで、今、横浜市は16種類に分けてます。これによって、年間16億ぐらいの焼却の経費が節減、軽減されたと聞いてます。

また、この前もちょっとお話をもらったとおり、四国の上勝町は2,000人弱の山村でありますけれども、現在30種類ぐらい分別しており、あと10種類追加して、40種類ぐらいに分別すれば、ほとんどごみが出ない。40種類に分別するというので頑張っていきますと聞いています。ごみにかかる経費というのは、有田川

町だけでも何億円もかかっています。その分別をいかにして、このごみの減量作戦を今後するか、大変な問題だと思っています。堀江議員ご質問の内容も踏まえて、これから町民とも真剣に対話をもって進めていきたいと思っています。

それから、障害者福祉についてであります。

障害者自立支援法の施行が4月から実施されます。利用者負担については、所得に着目した応能負担から所得に応じた負担の仕組みになり、原則として、1割の低率負担と所得に応じた月額上限の設定に見直され、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害で共通した利用者負担の仕組みとなるわけであり、低率負担、実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策も講じられております。

この施行に伴い、サービス利用者の1割負担でサービスからはずれる人がいないのか、また低所得者対策はどうなるかとの質問でございます。

所得に応じた月額利用者負担の上限額、入所施設などの利用する場合の個別減免、社会福祉法人などの提供するサービスを利用した場合の減免措置などがあります。さらに減免措置を講じて、低率負担や食費などを負担することにより、生活保護の対象となることが生じた場合、生活保護の対象とならない額まで低率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等の実費負担についても引き下げられるなどの措置が講じられておりますので、ご指摘のような事態はないかと考えます。

次のご質問の精神通院医療費の自治体負担であります。

精神障害のため、長い期間通院を余儀なくされる方のために、少しでも負担を軽減する制度であるわけですが、精神障害者の方についても、原則1割負担となります。全額自治体負担をとのご質問であるかと思えます。

有田川町の対象者数は、197名でございます。通院医療費については、複雑であり、細かな数字についての把握は難しいものでありますが、医療費と件数、通院日数などから仮に5%を町が負担するとして約560万円の町費となります。ご質問による町費による負担については、現在のところ考えてございません。ご質問の社会福祉法人でない作業所への今後の支援であります。現在、通所されている方や関係者などとも今後の対策を協議しなければなりません。町費による補助については、財政が許す限り続けていきたいと思えます。以上です。

○議長（亀井次男）

説明資料まわしますので、しばらくお待ちください。

〔資料を配布〕

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

堀江議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、ただいまお手元へ配らせていただいたのは、先ほど議員のご質問がござ

いました有田川町の保険料が、1から3段階になった分でございます。それから、細かいこちらの分は、今現在、上程されている県内の保険料の状況でございます。保険料の第2段階から第3段階については、その表を見ていただければ、金額はわかるかと思えます。人数はこの前言わせてもらったとおりでございます。

それから、包括センターの態勢ということだったと思えます。

センターの態勢については、ケアマネージャーが2人、社会福祉師1人、社会福祉協議会から派遣をしていただきます。それから、保健師2人、町職員です。それから、町職員で事務として2名。総合計7名になります。そして、清水支所にケアマネージャー1名、それから保健師1名という配備態勢をとります。

それから、予防給付対象者の人数であったと思えます。

今、要介護1の人数は、184人でございます。その約7割を見込みまして、129人。それから、今現在、要支援の方が193名でございます、合計で322名。今現在の数字が322名ということでございます。

それから、町長の答弁にもございましたように、ごみの収集回収については、1人では行けない所、藤並地区については2回、2日に分けて行っているのですが、かなり量は多いと認識してございます。早急に対策を練らなければならないと思っております。以上です。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

それでは、再質問をさせていただきます。

今、答弁をしていただきました介護保険のことです。

あまり厳しい認識を持たれてないようではありますが、包括支援センターは、今年の4月から立ち上げて、2年の経過措置があるということで、態勢も、人数で言えば充実しているうちに入るのかも知れませんが、今、言われましたように、三百何名の方のケアマネージメントをするには、ケアマネージャー2人で十分なのかという問題があると思われまます。それで言いますと、社会福祉協議会の合併も伴い、いろんな事務が大変なときだと思うので、その経過措置を見込んで、慌てて運営することはないと思えます。準備の方を十分にすることが、これから介護が新しい制度になって、サービスを受ける方への配慮になるかと思われまます。そこのところ、急がないような手立てをとっていただきたいと思えます。

また、この3月号の広報有田川の方で、介護保険制度、また障害者自立支援法のお知らせを載せていただいているのですが、これだけでは、不十分だと思えます。変わったからどうなるのかという形になっておりますので、もっと詳しい資料を、提出する方がよいのではと思えます。

またこの後、介護保険が変わって、どんどん厳しい面が出てくるようなことがあれ

ば、町として住民を守る立場から、国や県への意見を上げることが大事ではないでしょうか。そのことをお願いしておきます。

次に、ごみ問題について。

今、答弁をいただきましたが、以前のように住民に対する説明するなど、そのような話し合いの場を持ってなかったことが問題だったわけです。12月末の時点で、ごみ袋が変わったことについてよくわからないという声が多かったのですけれど、今になって、やっと自分のところでごみ袋が切り替わって、本当に大変だという話を聞きます。町長さんも聞いていることだと思います。

この広報の中にも、16年度、17年度の燃えるごみ、燃えないごみの量が書かれているのですが、差がだんだん増えてると書かれています。プラスチックごみの分別が正しくされて、そちらの方が増えているからだと思うのです。ごみ置き場がいっぱいになっていることもあわせて、そのことが証明されてると思います。住民は、分けるのが嫌だとかそういうことではありません。一生懸命分けているのです。その毎日のことを、どのように、いかに簡単に分けて、手数をかけないで分けられるか。それが、ごみの減量につながるのではないかと思います。町長は、ごみの袋を変えたのはという話をされますが、住民は話を聞かずに変えられたことに不満を持っているわけで、それを受けとめていただきたいと思います。

障害者福祉については、これからサービスがどんどん低下されると私は思っております。これまでに私は、精神障害の方のグループホームのボランティアを何回かしました。先日、そこの方が役場の方へ1人で話を聞きに行ってもよくわからなかったということでした。それと、もう1人の方は海南へ聞きに行かれたそうです。来月から7,000円上がると言われたけど、どうして7,000円上がるのか、7,000円払ってもらわなくてはいけないと言われたのが、どういうことだったのかが、よくわからなかったと言われるのです。私は、昼から半日、ずっと一緒にその人たちと話をしたり、御飯を作ったりする中で、ほんまに厳しい生活状況、住んでる所ももちろんですが、そういうことを目の当たりにして、少しなりとも今までよりも生活が低下するのは。国の仕打ち、国のすることは、お金がないと言って、そういう弱い立場のところを削ってくるのは、本当に胸が張り裂ける思いでいっぱいです。

例えば、社会福祉協議会で言わせてもらいましたが、百九十何人で500万円というお金がかかると言います。無理だということがありますが、この合併に伴って、たくさんの方の事業が計画をされていまして。今、どのように進むかどうかわからないということを言われましたが、困った人を助けるという意味で言うと、道や建物にお金を使うのではなくて、やっぱり、人にお金を使っていたいただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

包括支援センターのケアマネージャー2人では、十分な態勢は無理ではないかという質問だったと受け止めました。それについては、ケアマネージャーをやってくれる事業所へ委託をいたしますので、この間、事業所説明を行いました。先ほど言いました300人に近い方のケアプランを、ケアマネージャー2人で作るということでは決してございません。すみません、12か15事業所だったと記憶してののですけれども、そのことについては、クリアできるのではないかと考えてございます。

それから、障害者自立支援法については、非常に複雑というか、入り組んでおりまして、非常に難しいです。僕も担当でありながら情けないのですけれども、はっきりしたことがわかりません。

広報については、よりわかりやすく、できるだけ行政用語を避けて、できるだけわかりやすい形で続けていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ごみ袋については、区長会それぞれありますので、区長さんとも、もう一回相談して、説明に努めたいと思います。できるだけ分別をしていただけるような方向で、みんなの意見を聞きながら、進めていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

再々質問です。お願いいたします。

介護保険につきましては、先ほども言いましたように、厳しいと予想されるのであれば、ぜひ国や県へ意見を上げていただきたい。そしてまた、サービスから漏れたり、今までのサービスを同程度で受けられないなどで相談などを受けたときには、できるだけ親切に対応していただきたいとお願いしたいと思っています。高齢者の皆さんの立場に立っていただきたいと思っています。

ごみ袋につきましては、今、町長さんに答弁いただきましたが、区長会と話をするより、ごみのことで毎日一生懸命に分けてくださっている女性などを多く含む審議会、と言うと大げさになると思いますが、そういうものを作っていただきたい。なるべく多くの意見を聞いて、どのようにしたら本当にごみが減るのか。ごみ袋ですけれども、すべてプラスチックごみとして処分されることになるのです。この量だけでも、年間ですごく大きなごみになると思います。どこのごみの仕分けがいいということではありませんが、ご存知と思いますが、一番近いお隣の湯浅町では、缶やビンは袋を使わずに集めています。ごみを減らすという意味から言いますと、そういうことも検

討していただきたい。皆さんの話の中で、实例を出して検討していただくような手立てをすぐにでもしていただきたい。いつまでにしていただけるのか、町長に最後にお聞きしたいと思います。

それから、障害者福祉につきましては、道や建物は後になって行政を支えてくれることにつながるかと言いますと、そうではありません。先ほどもお願いいたしましたが、人にお金を使っただけで、そう願います。本当に大変な生活実態も町長に一度見ていただきたいと思います。そのことをお願いしまして、これで質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ごみ問題につきましては、早急にやらせてもらいます。

○議長（亀井次男）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 15時00分

再開 15時01分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

缶、ビンについては、また方々の自治体も研究しながら、もちろんごみの減量化を最重要課題として、できるだけ住民の皆さん方に納得していただけるような方法で考えていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で、堀江さんの一般質問を終わります。

…………… 通告順11番 10番（湊 正剛） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、10番、湊君の質問を許可いたします。

○10番（湊 正剛）

ただいま、この議場において、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。

まず最初に、自然災害時の避難支援についてであります。災害時の救護の対応について質問いたします。これは、尾上議員さんと重複する箇所がほとんどでございます

が、ご了承のほどよろしく申し上げます。

自然災害は、予期せぬ巨大なエネルギーを伴い我々を襲い、甚大な被害を及ぼすのは皆さん熟知のことと思います。台風、集中豪雨、落雷、地震、その他災害の中で、台風や集中豪雨、落雷等はある程度気象庁の予報により予知できることと思います。その予知可能な予報規模により、危険地域と判断された地域に居住されている一人暮らしの老人や、体の不自由な方の避難場所への事前避難などのマニュアルが検討されているのかどうかをお聞きいたします。

また、体の不自由な方への避難所での介護処置の対応についても同様のことと思います。いかがなものでしょうか。この問題は全国的にも課題となり、マスコミも取り上げています。

過去に私の地域でも、台風が襲来するとのことで万全な防備を構えていましたが、予想以上の暴風雨に見舞われ、近所の家の屋根瓦が飛散し、その瓦で雨戸を打ち砕かれ、反対側の建具すべてが吹っ飛んでしまいました。風で吹き飛ばされた2階の部屋は外と同然の状態になり、1階の部分の隅で、激しい雨漏りの中、カップと傘で恐怖をしのぎながら、救急隊に電話で早く助けてと要請しました。けれども、道路の樹木や電柱が倒れ、電線が垂れ下がり、道路は完全に通行不能である。消防署がもし出動できても、強風のため救護車もろとも吹き飛ばされ、救護隊の人命の危機にまでもさらされる恐れがあるとのことで、救護活動は不可能との返事でありました。

このような状態であれば、すべての交通機関、航空機、船舶、鉄道、高速道路、その他すべてのライフラインや通信機能もパニックに陥り、救急車も当然出動不可能に陥ることは必至であります。再度申し上げますが、事前の避難、支援活動について、町当局はお考えになっているのか、その点についてお伺いいたします。

また、震災についてです。

近い将来、高い確率で東南海地震や南海地震が起こると再三うかがっております。以前の南海地震、また東南海地震の規模であれば、すべての交通機関やライフラインが破壊され、通信網も同じくパニック状態に陥ることは必至かと思えます。いかに犠牲者を最小限にとどめ救助できるかということが課題となると思えます。阪神淡路大震災の場合の教訓に、まず被災者の救護は、現場にいる被災者同士の大半が救助を行ったと報道等であっております。このような状態に直面した想定のもとで、自治体をお願いしたいものは、隣保班で何名か以下のグループを結成していただき、年に1～2回の検討会や研修会をもっていただければと思います。当局としてはいかがなものでしょうか。救護隊が到着するまでの救助活動は、秒との闘いであります。

次に、学童安全通学についてであります。

この問題も、全国的に取り組まなければならない課題の1つであり、マスコミにも取り上げられ、対策に苦慮しているところでもあります。現在、ボランティアの皆さんにたいへんお世話になっていることは、常々感謝する次第であります。登校の際は主

に交通事故から学童を守り、下校時は危険から学童を守るとうかがっておりますが、下校時は時間もばらばらで、またボランティアの方も少ないように思います。今後、町当局としていかがお考えでしょうか。

また、最近では全国的に毎日のように、学童が大なり小なりの危険にさらされることは、マスコミ等で報道されておりますが、この面についても、町当局としての今後の対策がいかなるものでしょうか。凶悪な犯罪も未解決であり、行方不明や殺傷事件が後を絶たず、平和な田園地帯の地方で発生しているのが特徴のように思えますが、現在の当局の治安状態をお伺いいたします。

再度質問について、最初の事前支援活動についての町当局のお考えを示していただきたいのと、台風の中であれば、救助どころか、誰も外へ出られないということがありますので、その点、事前に避難活動は行えないのか、この点をよろしく願います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

湊議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

災害時の救護方法についてであります。

災害時の避難につきましては、地域防災計画の避難計画として、その大綱を定めることとなっております。有田川町における地域防災計画につきましては、平成18年度中の策定に向けて、現在準備を行っているところでございます。新町での地域防災計画ができあがるまでの間は、合併前の3町の計画を運用することとなるため、それを保管し、災害時に職員が迅速に対応できるよう、職員防災活動初動マニュアルを現在作成中であり、近くできあがることとなっております。

災害時の住民の避難につきましては、特に近年の災害では、多くの高齢者の方々が犠牲となられてることから、災害時において高齢者や障害者の災害弱者といわれる要支援者への避難支援対策も緊急の課題と考えております。災害時に危険から逃げるできない高齢者や障害者が、確実に避難をするための支援策、具体的な避難支援活動計画の作成などを、地域の皆さんや福祉関係者と連携し、早急に取り組んでまいりたいと思います。

毎回、皆さんにご質問いただいておりますけれども、東南海、南海地震が、近く非常に高い確率で起こると言われております。こういった大災害は、どうしても行政だけでは対応しきれない部分、あるいは行政だけで作成した避難場所ではどうしても対応できない部分が多々あります。

こういう大災害については、地域の住民の方々と自助・共助の精神で、これからやっつけていかなければならない。例えば、湊さんの地区であれば、現在のところ、田殿小

学校を避難場所に指定していますがけれども、水害が起こったら、有田川を渡って田殿小学校に行けるわけではない。地域の方々とは今後早急に相談をして連携をとりながら、その地域地域でどこが一番安全で早く行けるか、高齢者の方あるいは障害者の方の救助を行って行けるかということ、やっていきたいと思っております。

また、今、いくつもの字に自主防衛組織というのを結成をさせていただいております。藤並で12カ字、もう既に自主防災組織ということで結成をさせていただいて、50万円分の災害のための機材を提供しております。18年度もまた予算を組んでいますので、それぞれの地域で、ぜひこういう自主防災組織というのを結成していただければ、今後の災害についても非常に役に立つと思っております。

それから、子供を被害から守るサポーターのことであります。

実は、旧吉備町は、ここ4～5年前から子供に対する被害がたいへん多うございませう。これは何とかしなければいけないということで、子供を守るサポーター事業を立ち上げまして、現在約400名の方が参加を登録してくれております。吉備地区においては、年4回、朝夕の登下校時にそれぞれの辻々に立って、子供の安全に努めていただいております。その4回については、朝ずっと車で回らせていただくのですけれども、400名ではなく、一般の方もたくさんお立ちをいただいております。これができから、吉備地区のそういった軽犯罪が約半分になったという感じでありませう。また、だんだんと定着をしまして、吉備地区では、もう毎日のように20名ぐらいはどこの辻で立ってくれてませう。

そして、金屋地区でも、名称が違いますが、子どもセキュリティー事業をやってくれてませう。実はこの間、先月の21日に金屋、清水、吉備合同で、この子供を守る日をやろうということで一度しました。清水の方には、もう行かせてもらわなかったのですけれども、吉備から金屋にかけて、僕もずっと朝回らしてもらった中、金屋についても、たくさんの方がお立ちをいただいております。

清水地区については、こういう完全なものではないですけれども、やっぱり自主的に子供たちを被害から守ろうということで、何かそれ相応の組織を作ってくれていませうと聞いていませう。

今後、この有田川町が一本になって、この子供を守るサポーター的な人も、さらにもう少し増やしていきたいと思っております。

有田川町は今、高速あるいは鉄道が非常に便利になりまして、今まで起こったような重大犯罪が、本当にいつ起こっても不思議でない状態まできていると思っております。こういうことが絶対あってはならない、起こる前に何としてでも、こういうことのない町にしたいということで、今後、この子供を守る事業については、皆さん方にご協力をいただいて、さらに充実する方向で行っていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

湊議員にお答えを申し上げます。

学校の安全通学についてでございます。特に子どもサポーターの確保ということでございます。

子どもサポーターは、今ご案内のとおり、15年度から旧吉備町で立ち上げた制度でございます。もう丸3年しております。現在、登録者はサポーター会員として約400名でございます。

そして、16年度から、旧金屋町におきましては子どもセキュリティーということで活動しております。セキュリティー会員は、約250名となっております。

旧清水町におきましては、このサポーター制度ではなくて、子ども110番車ということで、啓発のマグネットシートを各関係機関等、公用車につけてございます。防犯の啓発に取り組んでいるところでございます。

合併後2月21日に、先ほどご紹介のありました子供を守る日を実施いたしましたところ、関係機関のご協力によりまして、大勢の地域の住民の方々が早朝より各通学路で声をかけていただいております。議員ご指摘のとおり、子供を守る日については、大勢のご協力がいただけるわけでございますが、これが毎日ということになりますと、たいへん難しいことは事実でございます。限られた人たちの中でやってきておるわけでございます。私も毎日巡回しているのですが、存じ上げている限りでは、日によってちょっと違いますけども、吉備地区では15名から20名の方、そしてまた、金屋地区でも15名から20名の方が毎日出られております。清水地区では、現在のところ活動はしていないと報告をいただいております。

今後、早急に旧3町の活動内容を精査いたしまして、さらに検討を加えて、各方面の協力を得ながら、一体化に向けて協議会を設立していく計画であります。この活動は、ボランティア活動でございまして、この協議会において、毎日の活動にどう参加していただけるかを、ひとつ揉んでいきたいと思っております。

下校時のこともお話がありました。下校時は、消防団員の協力がありまして、消防隊、消防の車が回ってくれております。これは、毎日回ってくれております。そしてまた、サポーターも協力をしてきております。教育委員会の事務局の職員も交代で車で回っております。また、集団下校も推奨しております。

不審者の侵入の件でございます。不審者の侵入ということもあり得ますので、吉備地区におきましても、今現在、校門を閉めております。そこにインターホンをつけて、常時職員室とインターホンで会話できるようになってございます。そして、入ったときのために、さすまたを用意させていただきまして訓練を行っております。防犯訓練は、町職員、子供、両方の防犯訓練を行っております。非常に多く不審者があったのですが、このサポーターを始めた15年度以降、今、町長の答弁にもありましたが、非常に激減しているという事実がございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

今、集団下校と言ってくれましたが、集団下校はいいのですが、末端では一人になる。その場合の対応はどうするのでしょうか。

それと、年4回、400名のボランティアの登録があっても、とても皆々も出にくい。難しい問題だと思うけれども、自治体と父兄が主体となって、各区においてグループ結成をしていただいて、リーダーも募っていただきたい。やっぱり、下校途中が最重要課題でないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

それと、先ほどの尾上さんの街灯の件でございます。

親田橋から農協前までということで、尾上さんと2年前から相前後して、河床の問題とか、質問内容はみな同じことばかり繰り返して言っておりますが、いまだ2年も経ってまだついてないということは、尾上さんはありがとうございましたと言っておりますが、私はちょっと不服に思っております。まあ、つけてくれるには、もうありがたいことで、早急をお願いしたいということです。

それから、河床の問題でもありますが、水害の場合、予想以上の降雨量でダムや堤防が決壊する。そういう事態に陥る前に住民の生命と財産を守るのが、自治体としての本来の姿勢であると思います。漁業権も生命に関わる問題かも知れませんが、やっぱり人命と財産を守るのが最優先だと思うので、その点できれば早急な解決方法の報告をお願いしたいと思います。

いつも言いつばなしで返事がないので、ちょっと遺憾に思うことが多いです。

ひとつ必ず返事をしてもらいたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

子供を守る事業については、今の状況から言えば、ほんまに満足かって言えば、決して満足をしていない状況であります。今後さらに、この子どもを守るサポーターの関係の方を増やしていきたいと思っております。

ただ、皆さんが提言されたように、地区の子供は地区で守ったらどうかということでございます。

実は、私の在所は有田川町大字下津野の北筋というところでございます。この区については、今もう既に区民で何人か自主的な防災組織を作ってます、子供の被害、災害に対しても、立ち上げて毎日出てくれております。できたら、議員さんもそれぞれの在所でひとつ力をお貸しいただいて、そういった地域の防災の組織を作るようにご尽力を賜りたいと思っております。

また、有田川の河床についてであります。

これは漁業権があるからできないという問題じゃなしに、これは県の河川でございますので、県あるいは国に陳情する以外ない。ほとんどこの下流については、土砂というより、ほとんどがヒゴとかヌなど草の類でございます。非常に莫大な金がかかり、町単位では、どうすることもできないということです。

今後、皆さん方とも協力しながら、県、国に強い働きかけをさせていただきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

湊議員さんにお答えをいたします。

先々月、年末だったと思います。大分、栃木、茨城県の小学校1年生の子が殺害されました。このときも帰り道で、集団から一人になったときに。これは、非常に問題でありますので、私どもはすぐに学校の方に調査を依頼をしているところです。一人になる時期はいつか、どういう時期に一人で帰ることになるのかということで、今、調査中でございます。

また、山間へき地の方でも、スクールバスを降りて長い道のりを一人で帰る、そういうのがあるのです。タクシーで送り迎えということも、ちょっと検討をしているわけでございます。そういうことであります。

○議長（亀井次男）

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

先ほどの浚渫の件で町長の返答ですが、もう尾上さんと同じ質問を5回も6回もしております。その度に、県、国のことですからと言って、かわされるのですが、やっぱり居住してる地域住民が、非常に危険な場で生活しているということを認識していただいて、やっぱり早急な働きかけをしていただき、してくれてるのやけれども、回答がほとんど聞けていないので、早急な回答をまたよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（亀井次男）

湊君の質問を終わります。

…………… 通告順12番 12番（森本 明） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、12番、森本君の質問を許可します。

○12番（森本 明）

議長のお許しを得ましたので、3点ばかり質問させていただきます。

一部、竹本議員とバッティングするところがございますが、私も原稿を作っていま

すので、そのままいこうと思います。よろしくご配慮ください。

まず1点目は、金屋庁舎付近の大雨における冠水の問題でございます。

20数年前から水路があふれ、通学路をふさぐばかりか付近の住宅も浸水することを、昨年の3月議会において質問させていただきました。早速、取り組んでくれまして、9月補正で中井原、金屋区内全般の水路の欠陥箇所の調査費をいただき、現在コンサルタントに委託し調査中になっています。2月初めに私も現場説明のため、役場職員、中井原地区役員の方々と半日同行させていただきました。近いうちに結果が出ると思われまますので、18年度でハード面の手当てをお願いするものであります。

庁舎裏側のご家庭など、大雨時には自衛手段としてポンプを設置し、流入水を汲みだしているのを見ると心が痛みます。長い年月、大雨のときに、役場裏側の入り口が使えないほど冠水することを、職員さんは承知していたと思います。新町にこんな話を持ってきてたいへん恐縮でございますが、ご英断をお願いいたします。ここへ持ってくる前に、旧町で調査から事業化まで債務負担で取っておけばよかったと思いますけれど、気が弱いんでなかなか申し上げられませんでした。

2点目は、悲願の鏡石トンネルの早期着工でございます。

多くの政治家の方は、数十年前から立候補の際に公約に謳い、今頃開通されていれば過疎化に一定の歯止めがかけられたものと思います。高速道路も海南まで往復500円となり、ずいぶん安くなりましたが、サラリーマンの収入も下がり、燃料の急騰を考えたとき、これが貫通すれば有田川町のほとんどの通勤者が利用されると思います。若者定住、またIターンUターンの促進にも大きな力になることと思います。相手側の協力も不可欠なことです。大きなエネルギーがいると思います。昨年7月、このトンネルにかける思いを伝えようと、地元住民二百数十名が上六川の現場に集まられたことが、お招きした代議士、県議、県幹部の心を動かしたのか、炎天下の中、代議士さんが1時間近く熱弁をふるわれ、私も中央で頑張るから皆さんも努力してほしいと結ばれたことを無駄にしないよう、なお一層粘り強い対応をお願いいたします。

最後に、先ほども申し上げたとおり、竹本さんからも質問がございましたが、町の組織、機構についてお尋ねいたします。

合併協議会の専門部会において、十分研究され決定をされたもので、およそ3年間適用すると私は聞いております。町の中に同じ名前の課長が3名もいるというのは、いかがなものでしょうか。果たしてわかりよいのでしょうか。

合併から3カ月近く経つと、矛盾点も少しは見えてきたと思われまますが、いかがでしょうか。先ほど町長さんが矛盾点があると答えられておりました。合併に伴い33名の方が退職され、今後において50名の職員減を見込み、このままの機構で何年もつでしょうか。統合できる所はまとめ、また、荷のかかっている部署については、先ほどから質問された議員さんの話でごみの話がありますけれども、ごみなんかは1つの所でやった方が僕はいいように思います。まあ私の私見でございます。まとめて、既

得権を取られないよう配慮してほしいと思います。

町長の議会招集の施政方針に大綱集中プランの作成を進めるとありますが、ぜひ行財政改革に力を注ぎ、明るく未来ある有田川町の建設をお願い申し上げ、1問目といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の通学路、役場周辺の冠水問題であります。

議員さんご指摘のとおり、金屋庁舎付近の宅地化及び周辺整備により、降雨でも一気に水が集中して水路は冠水の状態であり、大雨となりますと、よく床下浸水や道路等が冠水している状況であり、早急に対策を講じなければならないと考えてます。現在、旧金屋町からの引継ぎでありまして、コンサルタント会社に委託し、調査研究中であります。聞くところによりますと、近日中にこの結果が出るということでありまして、この結果の報告を受けて、現状を改善できるように検討して、何か有利な補助事業はないか、いろんな研究をして予算をつけていきたいと思っております。

2点目の海南トンネルへの構想でございます。

議員さんおっしゃるとおり、この地域は半島であるゆえ、大災害が起これば今の国道42号線と高速だけではどうしても対応できず、孤立する恐れがあります。そのためにも、鏡石トンネルの早い完成を望むわけでありまして。

議員ご指摘のとおり、去年だったと思いますが、約200名ぐらいの地域の方がお集まりいただいて、県会議員さん、そして今の経済産業大臣の二階さんがおいでになって、なんとしてでもこれを完成させるという強い決意を述べられたと聞いております。このことについては、今後、一生懸命に国に対する要望活動の中に入れて、1日でも早く、できるだけ早く、何年度中からかかれるのかというところまで詰めていきたいと思っております。

聞くところによりますと、今までもこのトンネルにつきましては、調査費つけてくれと言ったら、何かわからないようなところの調査費をちょっと取ってきて、ぱっと申し訳程度につけてくれたと聞いてます。今度、県は18年度いよいよ本格的に、このトンネルを開通するための予算として、調査費を当初予算につけてくれていると聞いてます。それも受けて、県、国にできるだけもっと早い時期に、皆さん方に、だいたい何年度ぐらいまでにそれを示せるんなよというところまで、一度、国の方にもつつこんでいきたいと思っております。

また、先ほど、ほかの議員さんからもご指摘のありました行財政改革であります。

当初、役場の人員も非常に多くて、公務員法で首は切れないということで、現在の態勢でやろうかとやったのですけれども、やっぱり、合併して3カ月経過した今、い

ろんな問題が出てきております。この問題については、町民の皆さん方に、そうご迷惑をかけない方法で、まだまだ行財政改革ができると思っております。合併協議会は3年据え置く、多分そうしないと町民の皆さん方にご迷惑をかけるだろうと、3年間の据え置きとなったのですけれども、町民に迷惑のかからない方法で、例えば、課の合併も含めて、まだまだ行財政改革ができる点がずいぶんあります。先ほど、竹本議員からご指摘のあったことも踏まえて、4月の異動については慎重に、行財政改革を進める方向でやっていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

12番、森本君。

○12番（森本 明）

もう取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。

1点だけ質問させていただきます。

近い将来、実施されると思います職員の評価制の導入でございます。

勤務評価とかそういうことになると、金屋庁舎で言いますと、主管課は教育委員会とか産業課、福祉課とありますけれども、全体的に職員を見渡す、勤務評価するような職名の方がいないと私は思うのです。そのために、金屋庁舎に誰か1名、職員間、課長さん達を取りまとめするような人を置いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

県もどうやら勤務評価制を取り入れるということなんです。

実は、有田川町でも今のところ職員の数が非常に多くて、特に役職員の数が多い。それで、今までのような年功序列で課長になるとか、そういうことはできないと思います。やっぱり、その中でも実力のある方を適材適所に登用するという姿になるのかと思います。金屋庁舎へそういう専門員を一人置けということでございますけれども、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

森本君の質問を終わります。

…………… 通告順13番 26番（森谷信哉） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、26番、森谷君の質問を許可します。

○26番（森谷信哉）

議長の許可が下りましたので、26番の一般質問を始めたいと思います。

まず、質問を始める前に、今回新しい町になり、有田川町の一番奥の地域の議員として、今回この議会に出していただき、まことにありがとうございます。これからも微力ながら、町政のため一生懸命がんばっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず、情報基盤の整備について質問いたしたいと思います。8番議員の岡議員と同じような質問もありますが、私としましては、一番奥の地域にとってたいへん重要な問題になると思いますので、改めて質問をいたしたいと思います。

平成18年1月1日に、かつての3町が合併して有田川町が誕生いたしました。東西に28キロメートル、南北13キロメートル、面積が約351平方キロメートルとなり、東西に細長い町ができました。新しい町になって、町内の皆さんの期待と不安がたくさんあつての船出であつたと思います。3町合併により、今後、今まで以上に少子高齢化問題、地域間道路の整備、過疎地域の問題、地域産業の推進などたくさんの地域からの要望があると思います。

その中でも、これからの高齢化社会に対して、また新しい町の方々の交流によって、新町の一体化の推進、魅力あるまちづくりを行うためにも、情報基盤の整備が重要になると思います。現在、有田川町には、人口が密集して民間企業による情報基盤の整備が進んでいる地域、また、人口の少ない集落やNTTなどの電話の基地局から離れすぎてブロードバンドの提供が受けられない地域、携帯の電波が届かない不通話地域など情報通信格差があります。

私が住んでる元清水町の地域は人口が少なく、集落が分散しており、企業の採算に合わないなどの問題があり、行政のバックアップによるブロードバンド整備事業によって情報基盤の整備を行ってきました。しかし、ADSLには基地局からの距離の制限などがあつて、満足なサービスが受けられない地域や、全くサービスが受けられない地域もあります。また、そのような地域は高齢化率が高く、一人暮らしの方が多く、介護サービスを受けています。医療面ひとつを見ても、ブロードバンドの整備が重要だと、医師の方ですけども、専門家の意見を聞いています。このように、光ファイバーをひいて、ケーブルテレビ等のネットワークが強化されれば、家族やヘルパーさんによる高齢者の見守りサービスや在宅医療、介護の福祉サービスの更なる充実が可能になると思います。また、先進地によると、血圧や体温を測って保健師に送信を行う健康相談のサービス、また、一人暮らしの方や高齢者に対する見守りサービスも行っているそうです。このように利用できるようになれば、山間奥地の方々も市街地の方々も同じサービスが受けられます。

また、2011年の7月からアナログ放送の終了により、地上波デジタルの配信へのスムーズな移行も可能になると思います。これによって、山間部の中には、デジタル放送の電波の受信できない難視聴地域が発生する可能性もあるといえます。また、新町になっての一体的な行政サービスの情報の配信を行う上でも、ケーブルテレビ網

の整備が重要になってくると思います。これができれば、情報の一方通行ではなく、相互間の通信も可能となり、住民サービスの向上につながると思います。

また、和歌山県においても、2010年度までにブロードバンド網を整備する方針を掲げており、有田川町も10地区あるその重点支援地域に設定されています。それによって、県の補助も受けられ、今まで以上の支援が受けられるとも思っています。そのようなものを踏まえて、今後、有田川町として取り組んでいくのか、町長の所見をお伺いいたします。

まず1つに、私たちが住んでる地域は、さっきも述べましたが、元3町の中でも情報基盤の整備が遅れており、中心地との情報通信格差がありますので、今後どのように対応するのか。

2つ目に、これは8番の岡議員と同じような質問になりますので答弁は結構ですが、不通話地域解消のため、今後より一層のご尽力をお願いいたしたいと思っております。

3つ目に、設置に莫大な費用がかかり大変でございますけども、新町になり、より一層の一体的な行政サービスや情報の周知、2011年のデジタル放送に向けての対応、また福祉サービス等を行う上でのケーブルテレビ化を今後考えていくのかをお聞きいたしたいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、平成18年度から県のブロードバンド重点整備地域に指定されましたが、今後どのようにするのかということでございます。

本町の清水地域は、平成17年度にブロードバンド整備事業によって、高速インターネット常時接続サービスができるようになりました。また、2月7日から岩倉、城山、押手が開局しまして、旧清水町のほとんど全域が利用できるようになっております。しかし、利用環境により、サービスを受けることができない地域、場合もあることを存じ上げております。残りについては、やっぱり、通信業者の参入が不可欠でありまして、世帯数の少ない地域のブロードバンドの整備には、非常に業者が二の足を踏むと聞いております。県が2010年までに県下全域にブロードバンド網を整備する方針を掲げた重点整備地域10市町村の中に、この有田川町があります。現在の状況でありますけれども、清水地域は、高速インターネット常時接続サービスの完了に伴いまして、ほとんどの地域でパソコンの高速インターネットサービスが利用できるようになってます。携帯電話についても、現在、段階的に移動通信鉄塔施設の整備を図ってきた結果、概ねの地域で不通の解除をしております。テレビについては、難視聴地域に共聴施設の設置をして解消をしているところであります。

金屋地域のインターネットは、ADSLの整備完了により、サービス利用可能、一部の平野地域ではもうすでに光ファイバーが開設済みであります。携帯電話についても、ほとんどの地域は利用できます。テレビについては、難視聴地域に共聴施設の設置をして、この解消に努めているところであります。

吉備地区につきましても、民間通信事業者が自主的にほとんど全域に光ファイバー及びADSLの整備をされています。携帯電話については、ほとんどの地域が利用でき、テレビについては、一部難聴地域があるものの、まず問題ないと思っております。以上のように、町としてはできるだけのことはやっています。今後、さらに地域間の情報通信格差の是正に努力をしていきたいと思っております。

携帯電話の不通地区解消については、岡議員に先ほどご回答させていただいたとおりであります。

もう1つ、光ファイバーをひいてケーブルテレビの導入についてはどうかというご質問でございます。

仰せのとおり、福祉サービスの手段に活用することには非常に効果的であると思えますが、通信事業者等の参画の問題もあり、莫大な経費もかかることから、もう少し慎重に見守っていきたいと考えてます。町単独で清水まで光ファイバーをひこうと思えば、約50億円ぐらいかかると聞いてます。また、ケーブルテレビで清水町を全域網羅しようと思えば、さらに15～16億円かかると聞いてます。今度、国の動向を見ながら、もう少し慎重に見守っていきたいと考えております。

○議長（亀井次男）

26番、森谷君。

○26番（森谷信哉）

今、本人が一番びっくりしてるのですが、清水地域においてブロードバンドの整備が完了したというお話をお聞きいたしました。私の調べでは、まだ清水地域においては、現在12メガまでしか使えないと思うのです。今現在の高速通信の中で、やはり少しでも大きい容量が使えるように今後取り組んでいただきたい。このような問題でも、旧吉備町、旧金屋町においては、採算性が合うので、業者に要望せずともすぐにはできるのです。上を言えば切りがないんですけども、こういうふうな地域の要望を少しでも聞いていただけるよう、何度か業者へのバックアップをよろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

県の方で、有田川町も指定になってますし、2010年まで県下全域にブロードバンド網を管理するという方針を掲げております。この工事も今年から始まるということで、動向を見ながら、旧清水町の地域全域にもブロードバンド網が完備できるよう

に、今後努力をしていきたいと思いをします。

○議長（亀井次男）

26番、森谷君の質問を終わります。

…………… 通告順14番 22番（中山 進） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、22番、中山君の質問を許可いたします。

○22番（中山 進）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

前もって通知のとおり、市町村の合併についてです。その前に、まず財政問題について、お伺いしたいと思います。

新しい町の有田川町になって、まだ3カ月目、合併当時と違って、今、少し落ち着いてきたような感じもするのですが、まだまだノーマルな状態になるには、少々時間がかかるかと思えます。そんな中で、何かと忙しいときに、平成18年度の当初予算、骨格ですけども編成されました。税収の上昇が望めない中で、編成に当たってはたいへんご苦労されたと思うのです。これから先あと10年ぐらい、当町として予算編成をやっているのかどうか。先ほど竹本議員さんが質問しましたので、省略したいと思います。

私の方から、重複しない程度に2点ほど聞きたいと思えます。まず1点目、行政改革についてお話したいと思います。

どこの市町村も、今生き残りをかけて、非常に熾烈な戦いといえますか、競争を行っています。この間の新聞にも載ってましたように、現に北海道では、もう職員の給料を10パーセントカットするというようなところまで来てます。年収にしましたら115万ダウンという、そこまで追い込まれてるという話を受けています。

そんな中、先日15日大阪で、国と地方の行政改革コンペというのがありました。その中で、木村知事が2点ほど言ってました。人員削減については、国の指針を大幅に上回る11%を削減するという話と、それともう1つ、興味深いんですけども、市場化テストを導入するという話をされてました。市場化テストと言いますと、その行政の個々のサービスについての見積もりです。それを、官と民の両方で行う。これは、非常に画期的なことだと思うのです。それで、関係の法案が多分、今国会に提出されるんじゃないかと思えます。それが通ってからだと思うのですけども、そこまで、各都道府県も市町村も競争の時代に入ったと言っているんじゃないかと思えます。かつて一般の企業はバブルがはじけて、不良債権を抱えて、リストラやって、それに10年かかったんです。その道を同じように自治体もこれから進んでいくんじゃないかと思うわけです。

それにもう1点、先ほど竹本議員さんが交付税の話がされました。年々、交付税が

下がってくると思うので、たまたま合併を逃した市町村は、非常に苦しくなるんじゃないかと思います。しかし、国としたら、頑張った自治体にはそれなりの交付税をあげましょう、そうでない所は、その逆ですよと言ってるのです。自治体としたら、創意工夫と企画力をしっかり持って、いい商品を出していけば、それだけのものを得られるんじゃないかと思うのです。

それと、もう1点、人員の削減です。

全国的に見ますと、各市町村における行政の人員は、だいたい1,000人に対して8人ぐらいが標準じゃないかと言われてます。もちろん、町の広さ、あるいはその密度によっても違うと思うのですが、1つの目安になると思うので、しっかり行政改革をやっていただきたい。まだ、新しい町になって3カ月ですから、その辺はまだこれからだと思うんですけども、しっかりやっていただけたらと思います。

それから、市町村の合併なのですけども、先にちょっと余談になりますけども、先月の28日に、地方制度調査会が国に道州制を答申しました。一口に言ったら、要するに市町村の合併です。本来、国があつて、出先機関があつて、都道府県があつて、市町村があるんですけども、その国の権限を道州に渡して、都道府県の分を広域市町村に渡すということなんです。これは大変なことなので、10年ぐらいかかるんじゃないかと言われてます。

改革になれば、国の公務員33万人、その約3分の2の22万人ぐらいがリストラになるんじゃないか。そんな基準を持てます。いずれにしても、明治時代から続いている都道府県の大改革、そんな格好になろうと思うんです。そういう中で、我々その末端の市町村、受け皿になる市町村に、できるだけ広域で組んでもらいたいというのが国の意向だと思うのです。合併してまだ日の浅い有田川町に、次の合併の話が来てるのかどうか。それと、町長がその辺をどのように思ってるのかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

中山議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

合併後の有田川町の長期10年の財政の見通しについてであります。

今後10年間の財政見通しにつきましては、基本的には、新町まちづくり計画をベースにしてやっていきたいと思っております。ただ、財政構造の良否を判断する我が町の経常収支比率は、ここ数年の状況は年々上昇してまして、平成16年度決算で見ますと、3町合算で既に92.7%まで上昇しております。さらに平成17年度決算では、一層の財政の硬直化が進んでるんであろうと見込まれてます。

また、国の町財政計画によれば、三位一体の改革関連については、平成18年度において、ほぼすべての改革が終了することになっています。今後は、3年から5年の

収支見通しを考慮した中で、中期財政計画の策定及び基礎的財政の収支バランスの差を、2010年当初を目標になくする方向で進めるといことです。今後も国はさらなる改革の推進をしていく方向であります。

また、町の収入総額に大きなウェイトを占める普通交付税の状況は、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町を合わせて、総額は平成12年度から16年度まで、毎年約5%弱、金額では3億8,000万程度減額をしております。そして、本年度の7月には、有田川町になって初めての普通交付税が降りてくるわけです。合併効果がどのぐらい出てるか、してる所としない所の差がどのようになっているのか、どのように加算されているかということは今から注目をしていきたいと思っております。

このような状況の中で、長期的な見通しを立てるのは非常に困難ということで、先ほど竹本議員さんにもお答えさせていただいたとおり、ある程度の年度年度で、見直しを含めて、もう一回精査する必要があるのではないかと考えてます。

財源の一部として合併特例債の発行については、今後の起債の制限比率、公債比率等について、十分予測した上で必要最小限にとどめるなど、安易に発行しないようにも努めなければならないと考えております。また、経費全般についても、徹底した節減合理化を努めるとともに、早急に集中改革プランを作成し、積極的に行財政改革の推進に取り組んでいきたいと思っております。

また、もう一つ、合併してまだ3カ月ぐらいでありますけれども、県の方から何か指導があったのかというご質問でございます。

県の方で第2次合併推進審議会というのが、去年から和歌山大学の小田学長を座長に4回か5回開かれまして、1月31日に県の方に答申がなされたようであります。その答申によりますと、和歌山県は9市3町という案であります。もちろん、9市の中には有田川町を含めた有田1市3町の合併構想も含まれてます。勧告自体ではないのですが、実はこの答申を受けて、先日、県の市町村課長が私の所に約1時間まいりました。県の方向としては、この案で4年後の平成22年度に合併をぜひ進めていきたいというお話でございました。私としては、当初の1市5町、これは非常に理想であったのだけでもできなかったと。やっとな苦労して、今3町立ち上げたところだと。次の合併も必要でありますけれども、まずこの有田川町が、合併してみんなによかったと言ってもらえるように、築くのが先決問題であります。とても4年後の合併については、そう簡単にはいかないということをお答えを申し上げました。今後また、合併については議会の皆さん、あるいは町民の皆さん方の意見を慎重に聞きながら、対応をしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

22番、中山君。

○22番（中山 進）

今、町長のご答弁いただいたわけなんですけれども、合併するなんて酷な話だと思

うのです。我々議会として、次の4年後選挙のときに、今の人員を削減すべきということになっています。前の合併協議会の中で約束されていますので、その辺を議論しなくてはならないと。同時に合併の話があれば、それも勉強しなくてはならない。ということで、近々、特別委員会、あるいは研究会を立ち上げて、勉強していかなければならないと考えているわけです。だから、ちょっと酷ですけども、そういう話をさせていただきました。

それと、財政問題です。これは、本当に深刻な問題で、行政改革をしっかりとやっていかないと、他町に負けると思うのです。ほんまに競争の時代に入ったと感じています。したがって、負ければ住民の負担が増えてサービスが悪くなるという結果になりますので、これから議会とも交えて、しっかりとやっていきたいと思っています。以上です。終わります。

○議長（亀井次男）

中山君の質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 16時30分

再開 16時33分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお、2番、増谷君からの一般質問は、3月22日水曜日9時半より再開します。

~~~~~

延会 16時34分